

清代の会館演劇について

田 仲 一 成

序

清代以降、中国各地の都市に著しい発達を遂げた商工ギルドの会館の内部には、概ねギルド祖師の神殿に対面して戲台が作られ、祖師の祭礼に当っては、ここに俳優が招かれて祖師に奉獻する演劇が演ぜられていたことは、従来のギルド研究史において、しばしばふれられてきたところである。しからば、この会館演劇は、中国演劇史において、いかなる位置を占めるものであろうか。例えば、この種の演劇は中国の他の演劇形態といかなる関連の上に立って成立したものであるのか、又、その形態が中国の演劇史全体をどのような方向に推し進める役割を果たしたのか、等々のことが問題となる。従来、会館演劇は、ギルドの内部組織の問題として扱われてきていて、この種の演劇史的位置づけに関する問題は殆んど論議されてこなかったと言つてよい。しかし、清初以降、中国の演劇史が地方劇の都市流入

を軸として展開してきたことを思えば、地方演劇と都市演劇の媒介的な位置にあるこの種の会館演劇の果した歴史的役割は、検討されてよい問題であると思われる。会館演劇に関する資料は、肝心の会館録そのものが現在、日本では充分に参照できない状況にあるため、全体として断片的記事を拾い集める外はなく、全体像をつかむには甚だしく困難を感じるが、今の不十分な資料状況の中でも、一応の方向をつかむ努力を試みることは無意味ではあるまい。本稿はこの意味での試論を意図するものである。

本論に入るに先だち、本稿の扱う会館、及び公所の種類について概観しておく。

先ず最も沿革が古く基本的な形態を有する会館は、大都市に僑居する官僚、士人の同郷互助組織、所謂「同郷会館」である。一部に商人を含むこともあるが、中心は官僚士大夫であり、本稿ではこれを「士人会館」と名づけておく。

次に、同郷人のうちで商人（経営者）を中心に組織した会館が「士人会館」から独立して登場してくる。同郷会館の一種であるが、士人でなく、商人を中心としているという意味で、本稿では特に「商人会館」と名づけておく。

（一部に士人が含まれることもあるが、中心が商人にある場合は、「商人会館」として扱う。）

第三に、右の「商人会館」の商人（経営者）の下で手工業労働に従事している職人、工人が独立して互助組織を作ることがある。経営者団体としての商人会館に対抗する関係で登場することが多いが、これを特に「工人会館」と名づけておく。独立した仕事場をもつ親方が作る場合も多いが、商人資本の支配下にあり、その組織や規模は商人会館に比べてはるかに零細である。

以上、三種の会館（公所）はその果している歴史的社会的経済的機能がそれぞれかなり異なっている。演劇的な機

能もそれに応じて若干の差異が認められるが、反面、同郷人を主体にしているという点では共通の演劇史的機能を担っている面も多い。以下、これらの差異に注意を払いながら、三種の「会館、公所」の演劇活動とその歴史的役割を包括的に検討してみることにしたい。

一 会館公所における祭祀演劇

中国の地方演劇は、中国社会を構成している社会集団の祭祀儀礼の一環として存立し発達してきた。村落の社廟演劇、宗族の宗祠演劇など何れも祭祀集団の演劇として形成されてきたものである。会館演劇もまた、郷村地帯から都市に移住してきた士人、商人、工人などが同郷者を組織し、その共同の祭祀儀礼の一部として営んでいるもので、郷村移民が都市に持ち込んだ祭祀演劇という実体をもっている。従って、その祭祀儀礼、祭祀組織は郷村の社廟演劇や宗族演劇に共通する点が多い。以下、郷村演劇と比較しつつ、会館演劇の祭祀的特徴を分析してみる。

一般に村落集団、同族集団は二つの祭祀をもつ。一つは守護神（又は祖先神）に対する祀神祭祀であり、もう一つは、災害をもたらす幽鬼を鎮撫するための鎮魂祭祀である。会館、公所もまた、それぞれの故郷から、この二種類の祭祀を持ち込み、その基礎の上に演劇を運営している。それぞれについて、資料を検討してみよう。

I 祀神祭祀

これには年末年始の団拝祭祀と神誕日の神誕祭祀の二種類がある。会館により、その双方又は何れか一方に演劇を

行なっている。

1 団拝演劇

これは元来、農村地帯で重んぜられてきた祭祀であって、三種の会館のうち、士人会館がよく継承している。例えば、山西、太原府に儒居する八旗、奉天、河北、山東四省出身者が作っている「旗奉燕魯會館」では、春正月にその奉祀する文武二帝（文昌帝君、闕聖帝君）に団拝を行なった後、演劇を行なっている。（同會館公議章程⁽¹⁾）は、次のごとく記す。（以下、引用資料には番号を附す。）

(1) 一、會館供奉^{闕聖}帝君、毎年春秋二季、於正月・九月内、折日致祭。演劇三日。不演夜戲。

一、會館団拝、毎年、於春祭第三日為定期。先由值年查明各同郷人数。省外現任者、先期一月、具帖奉請。在省候補者、即於祭前数日、開單知會。各於知單名下、書「到」。

酌定団拝費、正印、出錢四千。佐班、減半。届日送館。其有故不来者、但書「知」字、即不備座、亦不須出費。其已書「到」、而及期不来者、須將団拝費、如数送交值年入帳。至省外現任同郷、団拝費、自應從豐。今擬定、正印上缺、出銀六兩。中缺四兩。次缺二兩。

香資、每次各二兩。毎年、先期如数送館。其実缺佐職、每届団拝、必出費二兩。春秋兩祭、香資、每次一兩。実缺武職、提鎮、每次香資二兩、団拝六兩。參遊、香資二兩。団拝費四兩。都守減半。千把、又減半。設人未來省、至期不送、即由值年附便函催。

至団拝之日、演戲設席。各同郷、於已刻齊集。未刻、於正厅、鋪設地毯。年長位尊者、居上。少者、居下。同行一跪三叩礼、礼畢、按序筵宴。如人多、則按年齒排列以免擁擠。至是日、應否請客、用何等酒席、均臨時公酌。

これを見ると、遠隔地の成員に対する通知の出し方や、各階層に応じた費用分担などを細かく決めており、極めて大がかりな団拜行事である。この集団では文昌帝や閔帝の神誕祭祀には演劇が行なわれず、この春季団拜に演劇を舉行している。春祭を重んずる農村の風習を継承していると言えよう。

又、蘇州に僑居する安徽人（士人、商人の連合）の作る「蘇垣安徽会館」でも、春季団拜に当って文昌帝前に演劇を行なっている。この会館は元来、士人会館であったが、光緒七年に「経商公所」を附設して「士商連合会館」となった。団拜及び演劇は士商連合で舉行している。同治二年『蘇垣安徽会館録』⁽²⁾の関連箇所を摘記する。

(2) 安徽会館添設経商公所条款

一、吾皖八府五州在蘇貿易、城鄉遼闊、行業頗多、所有各商業、既各別情自難通。今議、於每年春秋致祭吾皖鄉賢。礼畢、合全皖士宦商賈、舉行団拜以聯梓誼。

(3) 報銷雜款

一、付光緒三年春祭兼団拜、洋壹百元。

一、付添造戲台之款、洋伍百捌拾捌元參角伍分、錢玖拾參千壹百捌拾壹文。

一、付光緒四年春祭兼団拜並送文昌神位演戲、洋壹百伍拾柒元捌角、錢柒拾千壹百伍拾捌文。

一、付光緒五年春祭兼団拜、文昌會演戲、洋壹百玖拾貳元捌角壹分。

一、付〔光緒〕六年春祭兼団拜演戲、洋貳百拾元、錢壹百參拾貳千壹百肆拾貳文。

ここでも、春祭に文昌帝君、並びに郷賢祠に団拜を行ない、併せて演劇を行なっているものと推定し得る。

又、河北・保定県に僑居している上江（安徽）・下江（江蘇）の両省の士人もその連合会館において、正月に団拜

を行ない、演劇を舉行してゐる。同治一二年『保定上下江會館錄』(3)〈酌定上下兩江會館條規〉は次の如く記す。

(4) 一、館中供奉先賢。每月朔望、值年行香。每年正月、團拜一次、春秋二祭、凡三次。春祭、定於春分、秋祭、定於秋分、或前或後、扶吉致祭。每次值年恭備祭品、演劇飲福。

凡我同鄉、現在、候補、在省、均親詣拈香、各携香資京錢二千。若並非宦直人員、卻係兩省同鄉、有願來者、亦帶香資二千。一同与祭飲福。不至、不邀。現在各官、如願多出香資、亦聽其便。又每逢先賢誕辰、由值年、虔備香供。司館派長班、先期知會同鄉。屆期、清晨齊集致祭。

ここでも前掲(1)と同じく官僚を主体として正月に先賢に対する團拜があり、演劇が奉ぜられている。費用分担の原則も概ね(1)に類している。

以上はすべて士人会館の例であるが、商人會館の場合にも團拜演劇を舉行しているケースは認められる。例えば上海僑居の広州府、肇慶府兩府人の「上海広肇會館」などがこれだ。光緒二五年『上海広肇會館歷年數目徵信錄』(4)の次の支出項目から、その状況の一端をうかがい得る。

(5) △光緒十六年庚寅歲數列：支團拜、席金・戲金、除公份外、貼贖元三十一兩三錢九分。

△光緒十七年辛卯歲數列：支團拜、席金・戲金、除公份外、貼贖元二十三兩二錢一分五釐。

△光緒十八年壬辰歲數列：支團拜、席金・戲金、除公份外、貼贖元三十一兩九錢三分五釐。

△光緒十九年癸巳歲數列：支團拜、席金・戲金、除公份外、貼贖元二十四兩零二分。

△光緒二十年甲午歲數列：支團拜、席金・戲金、除公份外、貼贖元三十六元。

△光緒二十一年乙未歲數列：支團拜、席金・戲金、除公份外、貼贖元三十六元。

△光緒二十二年丙申歲數列：支団拝、席金、戲金・除公份外、貼洋三十一元三角。

△光緒二十三年丁酉歲數列：支団拝、席金、戲金・除公份外、貼洋四十九元七角。

ここでは、毎年正月の団拝において、成員が酒宴の費用である席金と、演劇の費用である戲金を賄うための「公份」（割当て出資）をもち寄っているが、その総額が実際の宴会費、演劇費をカバーしきれないため、不足額を「会館會計」から貼支しているという形である。団拝演劇を重要行事として位置づけている姿勢が示されている。

以上、士人会館、商人会館の何れにおいても正月の団拝演劇が見られることを示したが、元来、この団拝は農村の春季農祭に由来するもので、儒教儀礼的色彩が強い。商人会館よりも士人会館に盛んなのは、この理由による。工人会館については資料なし。

2 神誕演劇

会館は神殿に守護神を奉祀しており、その神誕日に演劇を奉献するケースが多い。士人会館の場合には、文官科擧の神、文昌帝（文帝）、武官科擧の神、閔帝（武帝）を一对として祀ることが多く、商人会館の場合には、より土俗的な郷土神や祖師を祀ることが多い。一般的には士人会館では神誕日より前述の団拝、或は春祭、秋祭など季節祭が重んぜられ、神誕日には祭祀は行なうが演劇は行わないタイプが多いが、商人会館は逆に季節祭には演劇がなく神誕日に演劇を行なうタイプが多い。神誕演劇が元来、農村祭祀よりも市場祭祀、村落連合祭祀に盛んで、商人の方に継承され易いことに基づくものであろう。

先ず士人会館の場合をみると、ここでは文帝、武帝を祀るものの、その神誕日には正規の演劇を挙行せず、「清音」（扮装せずに戯曲の歌曲のみを歌唱）に止めるものが多い。

例えば、上海僑居の海寧県人の土商会館「上海創建海昌公所」の場合、武帝の神誕日（六月二十四日）に清音を奉行している。光緒二八年『上海創建海昌公所徵信録初集』⁽⁵⁾に、同日の回状をのせていて、その旨を記している。次の通りである。

(6) 誠慶会祀武聖啓式：六月二十四日、恭逢武聖千秋華誕。本会仿照大經聯義会式、举行祝典。爰於是日、敬備清音、虔陳祭品以伸慶祝。午刻、潔治福酌。凡我諸同郷、誼闋桑梓、理宜聯合、以結団体。屆期、准於九点鐘、齊集郷台。到者、請於知単上、書一「知」字、作為准到。每位隨帶公份洋壹元。謹此佈聞。

事実、この海昌公所徵信録には、関聖誕清音の支出項目が散見せられる。次の通りである。

(7) △光緒三十年分收支各款清冊：支九月十三日、聖誕祝典清音、酒席、洋念肆元壹角伍分。

△光緒三十一年分收支各款清冊：支九月十三日、聖誕祝典清音、酒席、洋拾陸元。

△光緒三十二年分收支各款清冊：支九月聖誕清音、酒席等用洋捌拾捌元伍角

△光緒三十三年分收支各款清冊：支九月聖誕清音、酒席等、洋柒拾五元參角。

これを見ると、六月でなくて五月十三日・九月十三日の二回、行なわれている。酒席を主とし、これに清音を付している形である。

又、南京僑居の安徽旌德県の土商の作る「金陵旌德会馆」でも、五月十三日の関帝誕に清音が唱されている。民國七年『金陵旌德会馆志』⁽⁶⁾〈関帝令〉の条は、次の如く記す。

(8) 関帝会、五月望、既逾関帝誕、両日。仍設之関帝会。是日、党家巷会馆、懸燈綵、具香楮、張樂設飲。晨至麵一盂。午餐、八簋、則設酒筵鼓樂之作。昔為清音坐唱。嗣用留声機代之。均喧闐竟日。晨麵之制、後至者向隅。

ここでは夜通し徹夜で祭り、明け方、麵を食べるとあり、一種の齋食の戒律をしている。午餐は開齋で、ここから酒宴となり、清音が加わるといふ形である。元宵祭祀や清醮（後述）の要素が加わっていると思われる。

これに対して、商人会館では、「清唱」ではなく「扮戲」、即ち、扮装俳優による本格的演劇が行なわれている。ここでは代表的なものとして、北京僑居の浙江の溶化銀商会館「正乙祠」の例をあげておく。同会館の（道光二十七年新議条規）⁽⁷⁾は祭祀日期として、次のものをあげている。

- (9) 五顯財神 正月初五日
天官大帝 正月十五日
文昌帝君 二月初三日
観音大士 二月十九日
天王大庫 三月初五日
玄壇財神 三月十五日
呂祖神君^(真) 四月十四日
天仙聖母 四月十九日
藥王会 四月廿八日
单刀聖会 五月十三日
火徳真君 六月廿三日
関帝聖会 六月廿四日

地官大帝 七月十五日

增福財神 七月廿二日

竈君会 八月初三日

文昌字紙会 八月廿四日

金竜四大王 九月十七日

水官大帝 十月十五日

ここには、文帝・武帝以外に多数の俗神が奉祀されており、士人会館とは全く異なった趣を見せている。農村市場地の俗廟の神像奉祀に近い。この神々に対して祭祀が行なわれているが、演劇奉献は、この中、四回である。右の〈条規〉の次の条がこれを示す。

(10) 一、議、本年六月二十四日、公議、演戲敬神……以後議定、年例正月初五日、三月十五日、六月二十四日、九月十七日、一年四次、敬神演戲。向例請客之日、不准搭席。此次仍應照旧辦理。以後無論是否請客、每号各准搭席一桌。惟正面池子内、儘讓同人公中起座、以屬司事得以聯絡、議及公事、不得遷占。請客之期、樓上、議公請之客。搭席之家、至日、任憑正副司事、現派。

これによると、前掲(9)の年間十八次の祭祀のうち、正月初五日の五頭財神(華光大帝)、三月十五日の玄壇財神(趙元帥)、六月二十四日の閔聖帝君、九月十七日の金竜四大王(黄河河神)の四回の神誕に限り演劇を挙行している。玄壇財神が主神なのであるが、閔帝をむしろ表向きの主神にしている(後引資料(19)参照)。又、五頭財神は南方系商人の財神であり、金竜四大王は成員の中に増加してきた河北人の意向を反映したものである。士人会館に比べ

ば、実に熱心かつ頻繁に演劇を上演していることになる。演劇に際しては、成員各家がそれぞれ客を招くので、その時、座席の増設を一家一桌に制限し、戲台前方の中心部（池子）を司事などの公務のために空けておくことを規定している。又、会館の公客、公賓は楼上に座を設けることも決めている。混雑を予想した規定であり、その盛況をうかがうことができよう。

なお、「工人会館」の場合も、祀神演劇に熱心なことは商人会館と交らないが、財力に乏しく、独立の会館を建てられないものが多いので、数個のギルドが連合して、共同の廟（会館）を建て、共同して演劇を行なうケースが目立つ。北京、正陽門外、東珠市口、東曉市財神廟に拠る多数の職人、工人組織の例をあげてみよう。〈同治八年重修財神廟碑記〉は次のごとく記す。

(1) 茲因財神廟内、大殿三間、山門一座、配房陸間。因年久失修、山墻崩裂、木架□朽、仏像全身、亦都頽敗。無如、工程浩大、独力難成。惟有募化十方善士。仁者捐助資財、重修廟宇、以壯觀瞻、而成盛舉矣。所有捐資姓名、並各等使用、俱開列于右。

刀子行 共捐助銀壹佰兩

皮箱行 共捐助銀二拾五兩

鍊銀行 共捐助銀四拾柒兩

尚勤堂玉宅 共捐助銀二百一拾兩

估衣皮行 共捐助銀六佰三拾兩。

躡布行 共捐助銀壹佰兩

清代の会館演劇について

線行 共捐助銀拾兩

乾鮮菓行並菓市 共捐助銀壹佰壹拾兩

曉市左隣柜箱行 共捐助銀五拾兩

本街至三里河各舖字号 共捐銀三拾五兩

本廟內各局並西頭染坊 共捐助銀六拾五兩

龔錦堂 趙廉泉、王受堂、陸夢松、高竹齋、季榮菴、王東屏、沈松亭、朱醇亭、孫謙山、石蘊山、王有堂、

共助銀陸佰柒拾兩

寶興堂齋劉、全秦顏料局、義秦顏料局、万昇德許宅、玉成菓局玉宅、興順油画作張〔宅〕、慶隆菓局米宅、城盛

齋王宅、広通店、永和軒、尚運生、楊正吉、共助銀二佰三拾五兩

永慶堂龔宅 獻古銅供器五件

復茂号估衣局 獻黃緞樣困壹個

外有估衣行公中存銀壹佰貳拾兩、亦助在修廟之內。

以上共資捐貳仟肆佰零柒兩

……
開光祀神演戲

城內外衆施主、老天戲佃、係孫謙山敬送。

估衣皮行並各行、老天、俱係各代香資。

これによると、この小さな財神廟は、刀子行、皮箱行、鍊銀行、估衣皮行、蹠布行、線行、菓行、柅箱行、染坊、顔料行、油画作行など東暁市一帯に集中している小手工業者がそれぞれのギルド単位で連合体を作り奉祀しているもので、財神殿そのものが、小職人、工人の連合会館としての性格をもっていることがわかる。廟の重修に当って、二日間の演劇が戯楼で献ぜられているが、そのうち一日は、関係各行の醸金により、他の一日はギルド所属外の散戸の醸金によっている。この種の工人ギルドは、独立した仕事場をもつ師傅（親方）を成員としていますが、それでも彼らは財力に乏しく、常に商人経営者に抑えられて貧困な生活水準にあつたために、独立の会館を建てることは困難であつた。中には独立の会館をもつものもあるが、その規模は一般に極めて小さい。北京外城の場合をとってみると、戯行、帽行、木作、瓦作、油画作、靴鞋行など、何れも小祠を保つにすぎず、その大半は通常の廟に附記した形をとっている。つまり、この職人、工人の場合、独自の会館をもっている場合でも、師傅自身が経営商人ほどの経済力がなく、独立の敷地をもつものが少ないのである。北京外城では、この東暁市財神廟の他に、近くの精忠廟街の精忠廟に戯行、靴鞋行、油画作行、木作、瓦作が、又、朝陽門外の東獄廟に馬行、木作、瓦作、戯行が、更に崇文門外の南菓王廟に菓行、帽行、長春行などが、それぞれ自行の祖師廟を附記している。演劇は、財神廟、精忠廟、東獄廟、菓王廟のような庶民信仰を集めている街坊の有名な廟の廟会（何れも神誕日）に加演の形で参加し、財力の乏しさを補っているケースが多い。庶民の廟会演劇の一部を構成していると見てよい。

II 超幽建醮祭祀

次に会館公所の祭祀として重要なものに「超幽建醮」がある。一般に農村では、疫病や水旱などの災害は、不慮の

死を遂げた冤魂や、祭亭を得られず、宙をさまよっている幽魂のしわざであると信ぜられていて、災害の起る都度、これらの幽鬼を鎮撫するための「建醮」が行なわれた。村落によって、この「建醮」は定期化し十数年或は数年に一回、更には毎年一回の頻度で行なわれるケースもある。その際、天界の諸神、諸仏を場地に奉迎し、僧道の誦経によってその功德を乞い、その威力を借りて幽鬼を鎮めた後、食物や、紙衣、紙銭を施与してこれを冥界に押し戻すという形の祭礼（「放餞口」）を行なう。この間、富裕な村落では来臨せる神仏に演劇を奉獻するのが普通である。⁽¹⁰⁾都市に僑居した会館、公所にも、郷村におけるこの建醮祭祀を引き継いでいるケースが散見せられるが、演劇を伴うかどうかは会館によって差異がある。以下、この点を検討してみよう。

1 小醮（中元盂蘭盆会建醮）

各種の超幽建醮の中で最も一般的な形は盂蘭盆会であるが、この祭祀は南方系の士人会館、商人会館によく継承されている。

先ず、士人会館の例として、前述の南京僑居安徽人の「金陵旌徳会館」の場合を見よう。^{民國七年}『会館志』（前引(8)）〈盂蘭会〉の条は、次のごとく記す。

(2) 在昔、邑人於会館之外、别有斯会之設、自併会館後、毎年七月望、於是有茲会之舉。初於党家巷会館、延僧為瑜珈焰口、近年、改於大士庵、行之。間亦僅具紙箔。邑人具衣冠往拝者、亦衆。初不因無酒食而懈也。

右によると、この会館では当初、館内で中元建醮を行っていたが、後、徳安門外の義地にある大士庵に場所を移して毎年奉行しているという。大士は超幽の功德を示す観音大士で幽鬼に衣食を給する役を担うからである。但し、ここでは僧道による誦経（瑜珈餞口）や紙銭、紙衣の焚焼の行事のみが記され、演劇は行なわれていないように思わ

れる。

次に上海に僑居する浙江嘉興府の士商会館の記録、八年『旅滬嘉郡会馆徵信録』(1)第七条〈敬神設醮〉の条にも同様の「建醮」項目が見える。次の通りである。

(13) 一、支己未〔之歲〕中元懺資、焰口、錫箔等、洋十九元二角。

祭祀の形態は僧道の礼懺、放焰口、紙錢焚焼の三つであり、同じ形である。

同じく上海の例で、前述の浙江海寧県の士商の「海昌公所」の場合にも、その光緒二八年『上海創建海昌公所徵信録初集、二集』の支出項目に、同様の中元建醮祭祀が行なわれていたことを窺い得る。次の通りである。

(14) △光緒三十年分收支各款清冊：一、支中元建醮礼懺、焰口、錫箔、香燭等、洋念柒元柒角。

△光緒三十一年分收支各款清冊：一、支中元建醮礼懺、焰口、錫箔、香燭等、洋拾壹元。

△光緒三十二年分收支各款清冊：一、支中元建醮、洋拾肆元肆角。

△光緒三十三年分收支各款清冊：一、支中元建醮、洋拾陸元玖角。

ここでも僧道の礼懺、放焰口、錠箔（紙錢）の焚焼が行なわれていることがわかる。

以上、士人会館の例をのべたが、商人会館でも、同じ形の中元建醮の例を見出すことができる。例えば、前述の北京、正陽門外の浙江人の溶化銀商の会馆、正乙祠の場合、やはり、七月十四日の盂蘭盆会に、土地祠、葛家廟、二郎廟、菓園村、新庄の五つの義地において、僧道の誦経、放焰口が行なわれている。同会馆内の匾額にのせる同治、光緒間の公議条規に關係記事が散見せられる。例えば、同治五年の〈正乙祠公議〉(12)は次のごとく記す。

(15) 正乙祠公議、例定毎年七月十四日、在土地祠、葛家廟、二郎廟、菓園村四処、祭孤。嗣於同治四年、添置新庄義

園、自同治五年起、応自五処辦理。每処唵経一壇、燭(焰)口一台。原用錫箔一百二十桌、製成冥鏹、応分爲五処焚燒。值年者、每家応分派四人。其餘不值年、每家応各(分)派二人、分爲五処照料、以昭慎重。

ここでは義地を五ヶ所も所有しているため、值年等の幹部を分散派遣して挙行していることがわかる。それだけ規模が大きいということにもなる。

また、上海僑居の寧波商人の四明公所でも中元建醮が行なわれていたらしい。民國九年『上海四明公所大事記』⁽¹³⁾に見える次の記事がそれを暗示する。

(16)清嘉慶二年丁巳、甬人始建四明殯舍於上海東北郊二十五保四園。……三年戊午、殯舍成。……八年癸亥、建閔帝殿……十四年己巳建土地祠。道光二十五年乙巳建後殿：建後殿、奉幽冥教主。逾年、工竣。

右の文中、道光二十五年に「後殿を建て、幽冥教主を祀った」とあるのは、超幽建醮の主役を演ずる幽冥教主即ち観音大士を祀ったということであり、この四明公所(殯舍)の中で、中元その他の「超幽建醮」がしばしば挙行されていたことを物語るものである。

「工人会館」については、記録を欠く。

以上の諸例では、誦経、放饑口、紙錢焚燒が記されているのみで、演劇上演を確認し得ないが(但し、後引資料20にその形跡あり)、郷村の中元建醮では、特に南方では演劇が盛んであったから、清音演唱ぐらゐは行なわれることがあったものと想定する。

2 大醮(太平清醮)

前述のように、郷村地帯、特に華中、華南の市場地を中心とした村落連合では、災害(疫病、水旱)の発生したと

き、或は災害がなくても予防の意味で数年（又は十年）に一度は、災害発生の因をなす幽鬼冤魂を建醮により超度して郷内の平安を祈る祭祀が舉行され、これを毎年の中元建醮と區別して「大醮」と呼んでいた。⁽¹⁴⁾ 郷村から都市に移住した士人、商人、工人の場合も、時と所により、会館組織によって、この種の大醮を行なうことがある。例えば、やゝ特殊な例であるが、日本占領下のシンガポールで、おそらく戦争犠牲者の幽魂を鎮める目的で、広東系の十の会館が連合して、大醮を舉行している。今も広東系義地、碧山亭に残るへ広・恵・肇碧山亭建醮超度幽魂万縁勝會⁽¹⁵⁾の碑文が次のように当時の状況を記している。

(17)凡人形体脫離母胎曰生。精神脫離軀殼曰死。生樂死悲、世諦則然。畢竟生死乃屬常理。死而為鬼、係儒道二教之言、而仏教則稱中有。蓋前房已失、後房未統。隨業受苦樂之報。事雖渺、而理則真。所謂幽魂者、靈托冥中、凄其寂寞。故若傲不祀、鬼其餒而。伯有無婦、窮則為厲。稽之左伝、昭然若揭。吾僑客死他郷、不知凡幾。一經浩劫、殉難尤慘。有眷屬者、春蒸秋嘗、子孫或尽孝卑。無眷屬者、配祀湮沒、幽冥□增凄慘。弔祭不至、精魂何依。弊念及此、良堪悲歎。同人本慈悲之懷、念桑梓之誼、万縁勝會、於焉發起。詢□、僉同□手稱善。爰集三属七十二行之羣衆、建三昼四夜之道場、趕九日、登山祭掃、俾衆個向仏皈依、就斯亭建設潔淨梵壇、拭陰曆九月初五晚、起醮。至初八、円満。集僧道尼三壇、□□誦經懺咒各種梵文。夜演瑜珈□幽普遍。午修供□、大会無遮。典訳孟蘭、解倒懸之苦楚。經翻燄□、拯飢渴於面然。高結蓮台、見千華之瑤壇、広施斛食、交七級之浮屠。附荐宗親、位分昭穆、報恩啟裔、囊解金錢。□写一表、莊嚴梵儀、十分清淨。香餌如山之積、紙灰似蝶之飛。燈然〔然〕無尽之花、鉢洒大悲之水。広結万縁、皈依三宝。重陽前五日、開壇昭南島。十方普度、章程臚列、醮榜高懸。伏願衆善檀那、同情士女、推慎終追遠之誠、愍傷亡橫死之苦。各抒願力、衆捨淨財、切不唐〔虚〕捐、善堪□報。將

見燭綻金蓮、現優曇之瑞像。香焚宝鼎、篆般若之文章、洒法水於楊枝、演漁山之清韻。大地見昇平之象、幽魂登兜率之天。喜偏星州、善憑一念。懺悔劫難。佇待雍□、倡無双之盛舉、謹合十而為拳。

進支項目

進捐款六万一千四百六十六元五角九分。

進附荐一万五千二百五十元。

進齋券九千七百四十五元。

……(中略)

進破獄一千百二十元

進仏船三百二十七元

進花橋六百二十三元

……(中略)

以上十三柱合計進銀九万七千九百四十九元八角。

支醮金及醮師二千五百六十二元。

支戲金二千元。

支齋菜四千二百七十三元。

支紙札。帛六千零九十五元八角。

……(中略)

支棚廠及木料二千零七十一元八角。

……………(中略)……………

支酌神及招待六百七十五元四角五分。

支破獄及放生鳥六百三十二元八角。

……………(中略)……………

支撥碧山亭六万三千三百九十六元二角七分。

以上十九柱合計共支銀九万七千九百四十九元八角。

天地符合

岡州会館、惠州会館、寧陽会館、中山会館、肇慶会館、番禺会館、三水会館、東安会館、南順会館、花県会館、同立石。

中華民國三十二年歲次癸未九月穀旦。

元來、この碧山亭万縁勝会は民国十二年に成立し、数年に一回、大醮を行なってきたものであるが、この民国三十二年(一九四三)には、重陽節の墓祭の前にこの大醮を行なつて墓祭に連続させている。碑文本文に見る通り、行事の主体は僧道の誦経であるが、收支項目から他の行事の概要をも推定し得る。例えば、破獄(幽魂の呻吟している地獄の牆を破る儀式)、仏船(幽魂を紙船にのせて苦海から救う儀式)、花橋(幽魂を地獄から天界に橋を作つて渡す儀式)、放生鳥(鳥籠から鳥を放ち、生類を憐む仏徳に与かる儀式)などが行なわれているが、「戲金」の項目から演劇が行なわれたことは明らかである。この戲金項目は、醮金(僧道誦経)に並ぶ位置と金額を占めており、この建醮の

清代の会館演劇について

重要行事であったことを示している。

以上、会館公所の挙行する超幽建醮を小醮、大醮を含めて考察した。挙例は何れも南方（華中、華南）のもので、南方系会館において、この祭祀が重んぜられていることがわかる。演劇は必ずしも常に伴なわれてはいないが、大醮では必ず行なわれ、小醮でも財力さえ許せばやはり挙行する傾向が強かったものと考えられる。

以上、会館公所の祭祀、演劇を祭祀類型別及び会館の種類別に概観した。行論を会館の種類別に要約してみる。

(一)士人会館では、郷里の通常の小村落の農事祭祀の形態である過年、元宵の団拜祭礼、中元建醮（小醮）などの祭礼を忠実に継承している。特に儒教的な農祭である春秋二季の祭礼を重んじ、とりわけ春季団拜に力点をおく。祀神も文武二神、先賢、郷賢など儒礼の影響が強く、郷村地主の生活慣習が貫ぬかれている。祀神についても神誕日の祀神祭祀よりも春秋二季の祭祀を重んじ、淫祀の形を避けようと力めている。演劇は控え目で、時には扮戲を行なわず、清唱にとどめるケースも少くない。元来、演劇を用いなかった筈で、演劇に対する抑制の意識が潜在しているといえよう。

(二)商人会館では、郷里の農村の中で特に農村市場地の祭祀、及びそれを支える村落連合の祭祀、即ち、農村地帯の中でやゝ市鎮経済の影響の強い部分の祭祀を継承している。祀神においても、正統的な文武二帝や郷賢、先賢などより、土俗信仰を集める淫祀系の俗神を、それも複数、祀るケースが多く、その祭祀も、農祭的な春秋二祭、或は春季団拜よりも、祀神の個性の強い神誕祭祀を重んずる。又、建醮祭祀についても、小醮のみならず、村落連合規模の大醮をも継承している。祭祀儀礼としては、積極的に演劇を用いており、祀神群の神誕日を扱び、年

間に数次の演劇を奉獻するケースも珍しくない。商人会館は経営商人の集りであって財力も豊かであったから、その演劇は不断に拡大される趨勢にあった。

(三) 工人会館における祀神祭礼は基本的に商人会館のものと同じであり、神誕祭礼が重んぜられ、演劇が祭礼の中核を占めている。ただ、工人会館の成員である師傅(親方)は、独立した仕事場をもち、徒弟を擁している経営者ではあるが、その経営は大むね商人経営者の支配下であり、規模としても零細なものが多い。従って工人組織は独立の会館としては規模が小さく、中には全く会館をもたないものも存在した。零細な工職ギルドは、独立して祀神演劇を行なうよりも、他のギルドと連合して街の有名な廟の廟会演劇に出資し、その一員として祀神演劇を挙行するケースが多い。

要するに同じく同郷性を背景にしながら、士人、商人、工人のそれぞれの会館において、社会層に応じた祭祀形態の特色が認められるわけである。

一ノ補 会館祭祀演劇の運営組織・設備

次に上記の会館の祭祀演劇の運営組織を概観しておく。

I 運営

会館、公所の祭祀演劇は、祀神への祭祀の一環であり、演劇を通して成員の結束をはかるといふ重要な機能をもつ

ていたので、その運営は会館公所の中核組織たる值年、司事などが総力をあげて当る形をとっている。会員の招集、当日の設営、戯班の選定、財政の処理など、值年、司事の中から輪番制或は神前卜占で選ばれた「当年会首」が責任を負って運営している。その一端は上記引用諸資料の(1)(值年)、(10)(司事)に現われているが、「会首」の任務を包括的に記している資料として、北京、崇文門外、南藥王廟玉皇殿に關帝を祀る北京香商ギルドの乾隆二十八年の(公會規)⁽¹⁶⁾をあげてみる。

(18)一、神前拈定当年正副会首与進香献戲日期、不准更改。

一、神前拈定是何戲文、不准任意更換。

一、当年会首、進香之日、無故不到神前、議罰。

一、辦会細賬、於会事過、算明、三日內、交下年会首。

一、会印不足、当年者分賠。如有餘添辦公事、当年者、記留姓名。

一、会帖以一百二十幅為率、不准添帖外請。

一、進香之日、除老病司賬司厨之外、俱要任事同行。

一、散福酒席、照賬置辦、不准任意增減。

一、每月会印、議定、当年正副会首、憑摺分取收存。

一、散福□〔戲〕文、並不繼燭、亦不讓座。

これによると、ここでは、祭祀演劇の運営を担当する正副会首(人数はそれぞれ複数は、「神の信任を得た者が当る」という宗教的な意味により、当年会首の中から神前での卜占で決定される。演劇の期日及び当日上演の戯曲演

目も神前卜占で定められ、後日の任意変更を許さないとされている。あくまで神意に基いて祭祀演劇を舉行するという趣旨であろう、あとは、祭礼の日に、当年会首は必ず出席すること、会計掛（司帳）、厨師（司厨）、老病者以外は必ず出仕すること、宴席の数は予め決められた通りにすること、演劇は所定の時間内に限り、任意に延長して深夜に及んではならないこと、など、祭祀演劇に当り会首の執行義務が列挙されている。この文中「散福酒席」、「散福戯文」とあるのは、何れも「神に献げたあと、そのお裾分けとしての酒食、演劇」の意味であり、会館祭祀演劇が神事（宗教行事）であることを示している。従って、正副会首、（値年会首も含めて）は神事を執行する神聖な司祭者としての資格を擬定されているわけであり、演劇の日時、内容、或は酒席規模に関する限定も、祭祀演劇全体のこの神事性に規定されてできているものであろう。又、このような宗教性を背景にはじめて成員の結束という効果も期待し得たのであろう。

II 財政

会館における祭祀演劇の費用の調達の方は会館により差異があるが、成員の醸金の外、一部を会館の公産、（共有財産）、公費（共有財政）から支出していることが多い。前述の諸例では、旗奉燕魯会館（①）、保定上下江会館（④）が参会者の醸金（団拜費・香資）のみで賄っているように見えるが、上海広肇会館（⑤）では参会者が「公份」として出資する「席金」（宴会費）、「戯金」（演劇費）の外、公費から不足額を補填している。又、蘇垣安徽会館（②）、上海海昌公所（⑦）では、支出項目の記載からは公費全額負担のように見えるが、これは「清音」で費用が余りかからないからであろう。正乙祠（⑩）の場合は、道光二十七年の〈新議条規〉⁽¹⁷⁾に次の規定がある。

清代の会館演劇について

(19) 一、議。香資、除五月十三日交代賬目、及四次演戲、各号每次出香資銀貳兩、其餘、按旧例、敬神之日、每次出香資銀壹兩。随知單帶回。是日、在館預備神燭紙馬、祭祀。

これによると全十八回(9)の祭祀のうち、五月十三日の會計決算、值年交替儀式、及び四回の演劇祭祀日には香資二兩、他は一兩を集めており、参会者の贖金によっていることがわかる。

別に北京僑居の山西商人、特に臨汾、襄陵二県人を中心とする塩商系商人の山右會館、臨襄會館でも、その民国二十一年の《祭祀条規》⁽¹⁸⁾において、祭祀費、演劇費の支出分担を次のように定めている。

(20) 本館尊神聖誕祭祀大典、率有旧章。按期恭慶、神前敬献三牲。錢粮、務希值年会首自応。遵循規章、依期奉行、幸勿延誤。茲將規定日期及開支一切、詳列於後。

每歲陰曆年終除夕日、恭祭列位聖神。

初一日、值年接神、分班上香。

正月・初二日、祭財神、分班上香。

初四日、闔行開市、團拜。

本館 陸元整。

山右館敬献供、洋壹元陸角整。

財神菴 壹元整。

三月十五日、恭祭玄壇聖誕、闔行規定演戲一日。

本館敬献供、洋壹元陸角。

山右館敬献供、洋陸角。

五月十三日、恭祭關帝聖誕、諸位会首、至日上香。

本館敬献供、洋壹元六角。

山右館敬献供、洋陸角。

六月二十三^四日、恭祭馬王聖誕、火帝聖誕、關帝聖誕、并二十四日祭祀。

本館 敬献供、洋 壹元陸角。

山右館 敬献供、洋 陸 角。

七月初一日、恭祭醬祖、醋姑。原係此日、交帳換班之期。因三、七月祭祀大典、由十九年議定、改為陽曆十月一

日舉行。此註。

七月二十二日、恭祭財神聖誕、闔行規定演戲一日。

本館 敬献供、洋 壹元陸角。

山右館敬献供、洋陸 角。

財神菴 敬献供、洋 陸 角。

八月十八日、恭祭酒仙聖誕。

九月十七日、恭祭財神聖誕。連財神菴、同鄉公祭。

本館 敬献供、洋 壹元陸角。

山右館敬献供、洋陸 角。

清代の会館演劇について

財神菴 陸 角。

十月一日、交帳換班、祭神。

本館 敬猷供、洋 沓元陸角。

山右館 陸 角。

この会館は当初（明末）、山右会館（士人会館）として出発したが、康熙五十三年に、臨汾、襄陵両県の塩商、油商が別に臨襄会館を独立させ、その後、その財力により母胎たる山右会館を合併し、更に広安門外の義地にあった財神菴をも合併して、三組織連合の形にしたものである。祭祀及び演劇は三館共同で行なっていて上記のように費用を分担している。演劇は年二回、一回目は三月十五日で、これは油商の祖師、玄壇財神の神誕日である。二回目は七月二十二日、財神神誕と称しているが、財神誕祭祀は九月十七日にもあり、七月はむしろ財神菴の位置する平水義園の「中元建醮」のための祭祀と演劇である可能性が強い。何れの場合も、演劇費負担の額として示されている沓元陸角、或は陸角は、その小額なる点からみて各館所属各家の一戸当りの負担金額であろうが、各館別に表示しているので、おそらく各館が所属成員の醮金総額をまとめる責任を負っていたものと推定される。ここでも個人の負担を原則としつつ、会館全体が公費でその醮金を保証しているという形が見られるわけである。

III 設 備

多くの会館はその祭祀演劇のため神殿に直面して戲台を作っている。財力のある士人会館、商人会館の戲台は、観楼（罩棚）を併設した宏壮なものが多い。ここには、特に規模の大きいものの例を、平面図により示しておく。

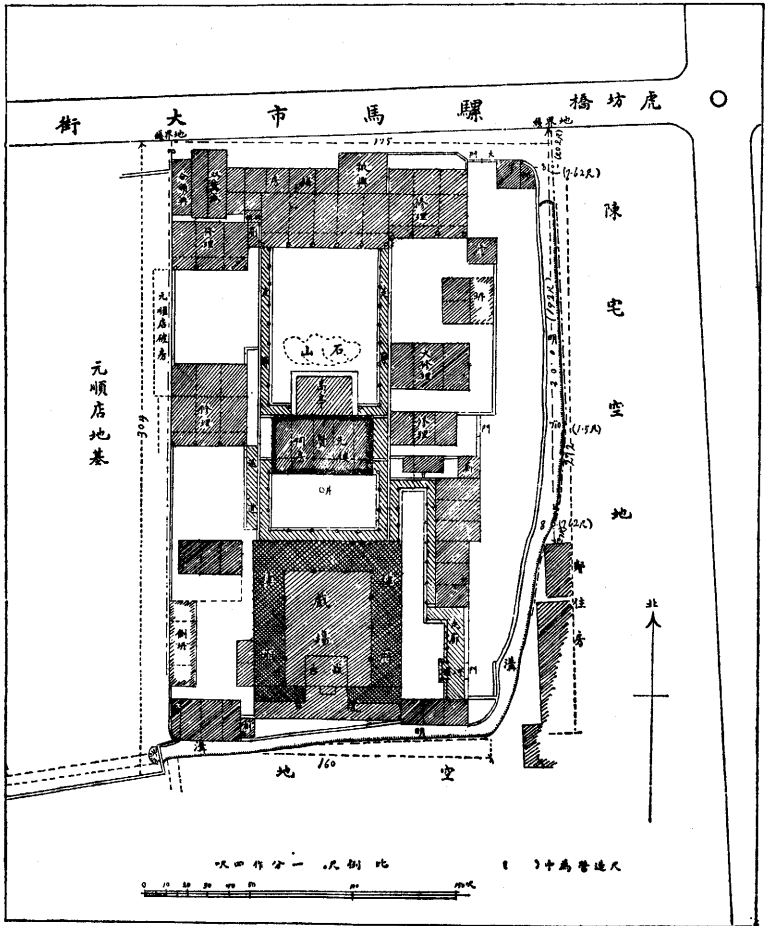


図 1 北京湖広会館戲台圖

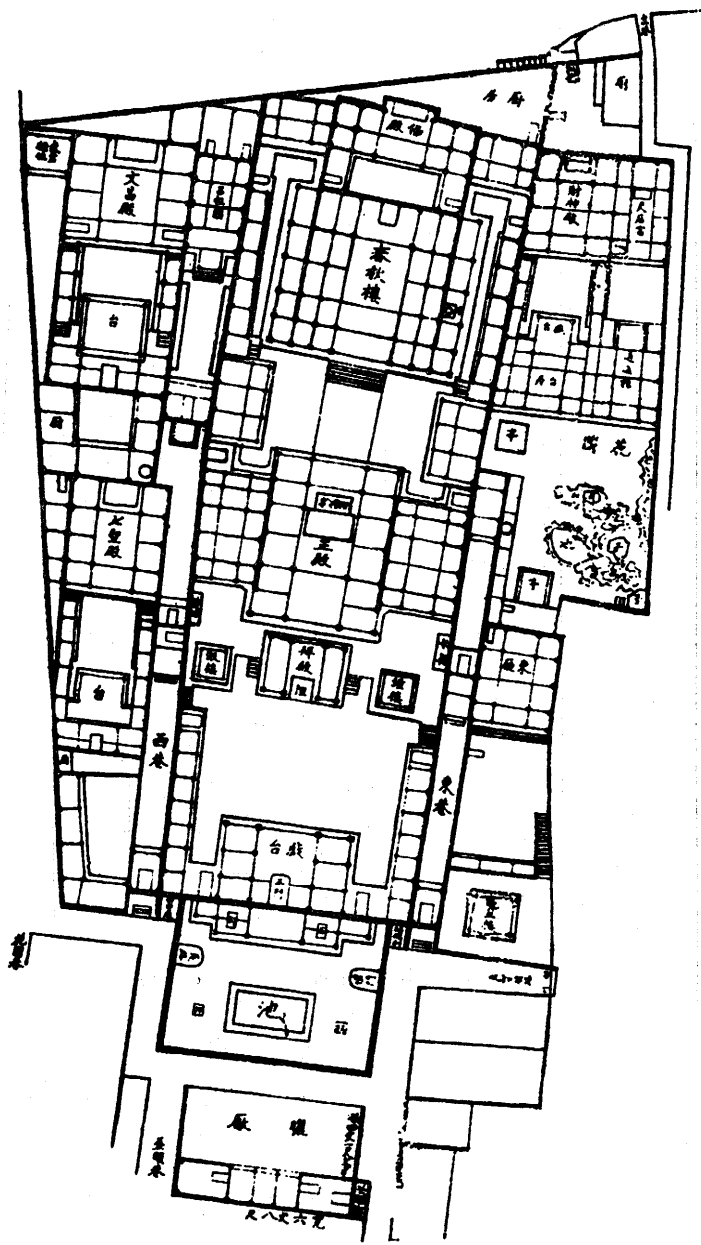
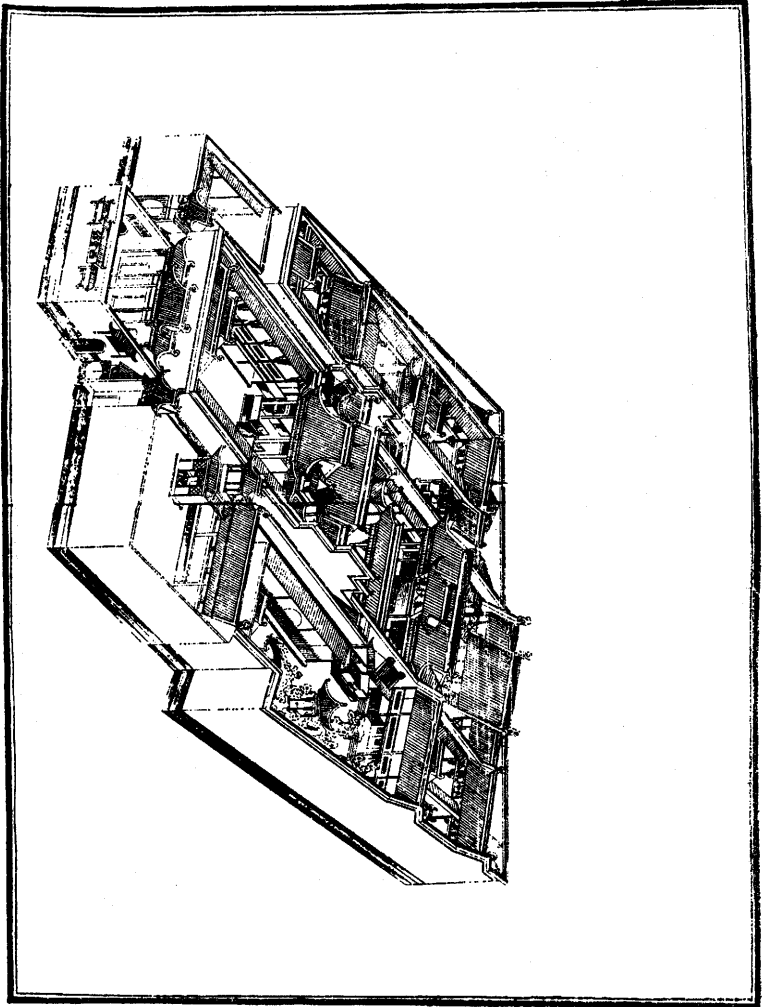


圖 2 A 漢口西會館戲台圖平面圖



清代の会館演劇について

図 2 B 同鳥瞰図

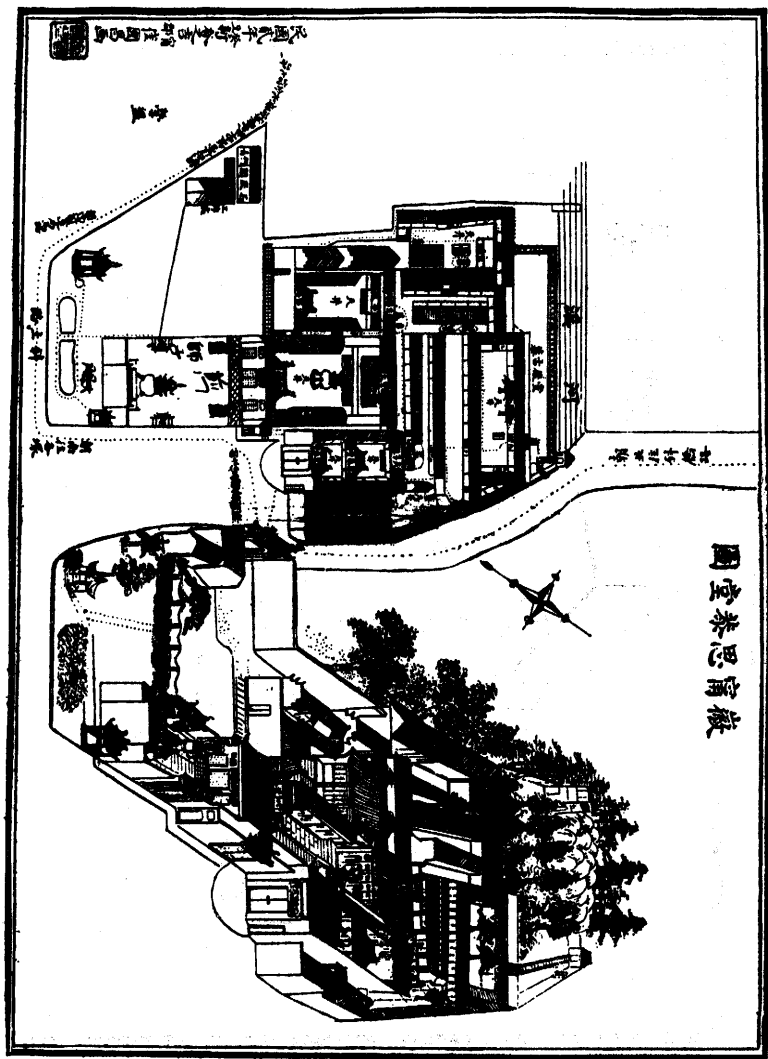
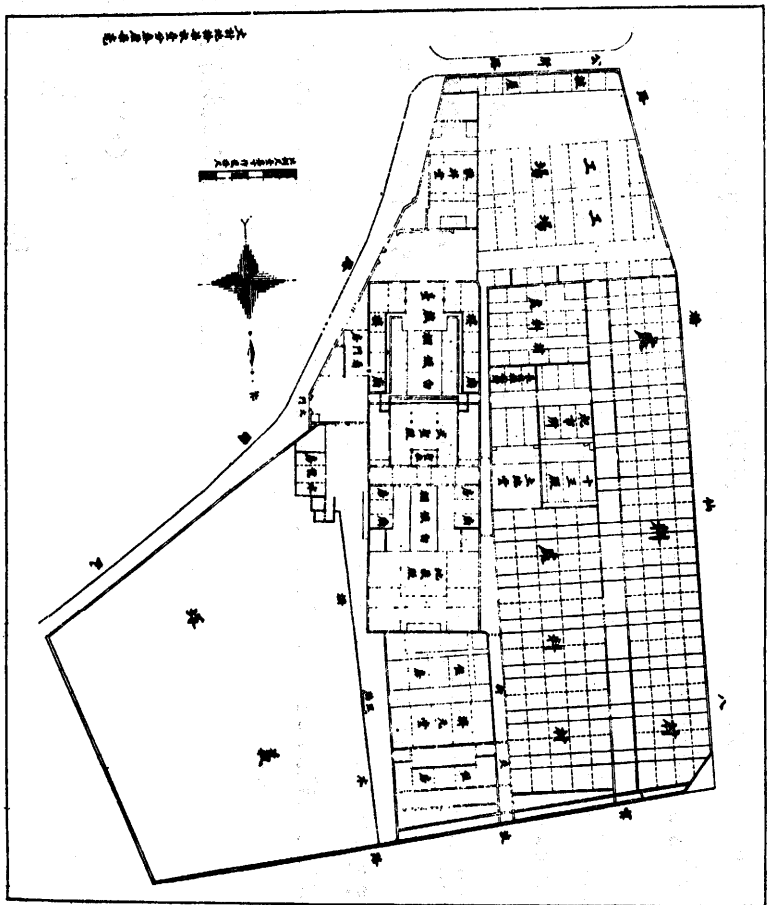


圖 3 上海微寧思恭堂戲台圖

図 4 上海四明公所戲台図



△北京湖広会館戲台⁽¹⁹⁾ (圖1)

△漢口山陝西会館戲台⁽²⁰⁾ (圖2 A・B)

△上海徽寧思恭堂戲台⁽²¹⁾ (圖3)

△上海四明公所戲台⁽²²⁾ (圖4)

二 会館公所における社交演劇

次に、会館公所においては、会館が独自で行なう上記の公的祭祀演劇の外、所属の同郷成員、或は他郷人が行なう私的社交演劇に場所(戲台)を提供することがあった。特に大戲台をもつ士人会館、商人会館において、清初からの慣習があり、当初は同郷人に限っていたものが次第に他郷人に拡大する傾向を見せている。

先ず士人会館についてみる。例えば、前述の山西、太原府僑居の旗地人・河北人連合の「旗奉燕魯会館」の場合、その〈公議章程〉において、次のように規定している。

(21) 一、凡有在会館辦事者、須先知会值年、看館人開門、預備。喜事、准借紅舖墊。素事、舖墊自備。茶碗、茶船足用。如有失損、查照原樣、按原賬價值、登時扣收賠補。辦事之家、素事、送香資錢六千。喜事、演戲者十二千。不演戲者八千。並每次另給看館人錢五千。

一、官場中、如有平時及祭祀團拜後、接聯借用会館、請客演戲者、其香資、按日計算、借一日、送錢六千、三日者十八千。給看館人錢五千。但不准演唱夜戲、亦不許由会館借墊錢文、代辦公分、及借辦官事、興作公館、接印、

辦差等事。

右によると、婚礼等の吉事宴会に会館を借りて演劇を行なうケースや、会館の団拜又は祭祀に引き続いて、集まった同郷旧知を会して改めて私宴を開き、そこで演劇を演ずるものが多かったことがわかる。演劇用に貸す場合、一日借りるケースの外、特に三日借りるケースをあげているのは、戲台をもたない他の会館公所の祭祀演劇の利用（祭祀期間は三日間が多い）を背景にした例示かもしれない。そうすると他郷人、他郷集団の利用をも容認していたことになる。

別に保定県僑居の安徽、江蘇両省人連合の「上下江会館」においても、同様の形が見られる。同治二年『保定上下両江会館条規』の次の条文がこれを示している。

(2) 一、凡有喜慶等事、同郷借用会館、演劇開筵、每日捐香資四千。尋常宴客、亦捐二千。外省友人借用者、演劇、每日捐香資十六千。小集、捐香資二千、以備修葺之費、不得徇情不取。如有借名打会查出、罰錢一百千、並不准因公謙代写知單。凡借館宴会、看館人等、理應動慎伺候。然亦不無微勞、應聽酌量賞給、不得需索。如違、驅逐不用。

一、会館宴客、聽其附席。惟団拜、不能搭席。其春秋祭祀、如願附席者、除席佃外、会館另收戲佃酒燭雜費、四千。

文中、「外省の友人にして借用せる者は、演劇あれば、毎日香資十六千を捐せよ。」とあり、同郷の外、他郷人の利用を費用を高くして認めていることがわかる。同時に看館人に対する心付けの付与、戲台前の臨時觀覽席の増設、その費用の徴収などをも規定していて、恒常的な戲台利用の体勢を整えている。殆んど貸劇場に近い形になっている。

といえよう。

次に商人会館の場合をみる。ここでも事情は同じで、例えば、前述の北京僑居、浙江溶化銀商、正乙祠の場合、早く康熙六十年の「正乙祠公議条規」⁽²³⁾に、このことが見えている。次の通りである。

(23) 一、議。公建斯祠、乃吾敬神之地、非莊園讌會之所也。如外行之人、不得借貸演戲。即本行慶喜設席、器皿不無傷損。議有香資一兩、作修補之費。但婦女不得在堂上起坐飲讌、恐慢神瀆聖也。犯者罰銀五兩。

これは会館の初期の閉鎖的な規約で、「外郷者には演戲の場を提供しない」としている。しかし、この資格はその後緩んで、民国十七年の「公議重訂本館簡章」⁽²⁴⁾第十四条では、次のようになってゐる。

(24) 第十四条：本館、如有各号親友借祠演戲作寿等事、須經值年各号認可、方准。其一切什物、不必免費〔脱字〕借用。倘有短少損壞、及其他意外問題、均歸介紹之号、負責賠償。並議、每次酌收香資以補整理之費。惟司事人、不准擅自作主。

ここに「親友」とは、行外の人を指すから、郷外の人でも値年の紹介さえあれば戲台を利用し得る形に交つてゐるわけである。外部利用者には他の戲台を持たないギルドも含まれていたらしく、例えば、加藤繁博士によると、この正乙祠に近い北直文昌会館に拠る北京の書籍商人は、祖師神誕日に北直会館（戲台設備なし）で文昌帝を祭つたのち、「正乙祠を借りて聴戲会食した」というのである。利用資格を限定していた清初の保守的、閉鎖的な会館規定は、清末、民国初年に大むね、開放的な方向に交改されていったものであろう。

同様の例は、北京僑居の山西、金融業者の「当業会館」にも認められる。清末の「当業商会章程」⁽²⁶⁾は、次の如く記している。

第四十條：遇有借館作壽演戲等事、須先單知本館各首、領書寫「認可」字樣、方能准借。

一、外客、借館作壽演戲、白天、交館費現洋三十五元。帶燈晚、加洋三十五元。

一、演戲、前後台、厨房、所用甜苦水、三元。

一、後台洒掃、每本戲、白天、戲班給錢八吊。帶燈、給錢十六吊。

一、所用館内洒掃、一切照料、給長班洋五元。

一、凡借本館演戲、屋宇傢俱、若有損傷、以及擾亂騷毀、灯火失慎、均歸介紹人、及借主担負賠償。

一、如在館各家、借用本館演戲、照擬定館費減半收款。亦不得藉詞相好請免。

一、本館、尚未建築厨房、凡用厨房、均在後院安設、而罩棚以下、東西夾道、不得安設。

ここでは同郷よりもむしろ郷外者の利用に重点をおいて規定が作られているように見える。使用料についても、主催者に課す一日三十五元、夜演追加三十五元の外、舞台（前台）、樂屋（後台）、厨房（戲台近隣に架設）を使用する戲班に対しても、上下水の使用料、樂屋清掃費などを課し、併せて器物の損害賠償、防火などをも細かく規定している。専門の貸劇場経営に近い周到さである。むしろ戲台貸与を會館の収入源の一つとして見るとも見る事ができるわけだ（同郷に対しても使用料徴収を嚴格にしている）、これをみると、各會館が当初、同郷に限っていた利用者の資格を郷外者に拡大したのは、財政上の必要からできてきている点が多いように思われる。

工人會館については、戲台貸与の条件はない。何れも小規模な戲台を有するにすぎず、他郷者に使用料をとって利用に供するほどの座席設備をもっていなかったからである。

以上、會館における私宴演劇用の戲台提供の状況を概観した。士人會館においても、商人會館においても、この種

の貸劇場の機能は、時代が下るにつれて、拡大してきている。その利用者は、士人会館については、士人官僚が、商人会館においては、商人、工人が多かったものと想像する。特に商人会館の戲台については、他の戲台をもたない商工会館が祭祀演劇のために、利用することがあったから、有力な商人会館の戲台は、当該都市の商人層・工人層により、公私両面に亘って広く利用されていたといえる。

以上、一、二を通して会館公所における公的祭祀演劇と、私的宴会演劇の二つの側面を考察し終えた。以下、この会館公所の公私両演劇が演劇史において果たした歴史的役割について論ずることにしたい。節を改めて論ずる。

三 会館における祭祀演劇伝承と地方劇の伝播

先ず会館演劇が演劇史に果たした役割として最も注意を引くのは、その祭祀演劇が各会館の郷里の地方劇を都市に持ち込み、結果として地方劇の全国的伝播を媒介したという点である。これには、会館の同郷的側面と、階層的側面とがそれぞれ異なった役割を演じた。以下、それぞれについて検討してみよう。

I 同郷会館としての祭祀演劇と地方劇伝播

上述の如く、会館は士人会館たると商人会館たると工人会館たるとを問わず、すべて同郷団体としての性格をもっていたから、この面で郷里の演劇を都市に持ち込む役割を果たした。各会館の祭祀演劇は郷里の祀神祭祀、建醮祭祀をそのまま継承しているものであったから、郷里を離れた都市において挙行されながらも、僑地の演劇よりも郷里の演

劇（地方劇）を上演することを理想としたことは言うまでもない。勿論、すべての会館がその祭祀演劇に當って郷里から俳優を招くことは不可能であったが、少くとも財力や地の利が許せば、僑地の演劇でなく郷里の演劇を神に奉獻しようとする指向をもっていたことは疑いない。この傾向は記録の上にも若干は表われている。例えば、やゝ新開の僻地の例になるが、四川、成都府に近い彭山県の場合、嘉慶九年『彭山県志』卷三〈賽會〉の条に、次のようなこの地の祭祀風俗が記されている。

②上元節、預於初八、九日、城内四街、城外四郷、懸灯或扮演竜灯獅象、灯走馬、采蓮船灯、及他雜劇故事。先於各廟宇朝獻、然後逐戸盤旋、肅鼓喧闐。

二月初三日、文昌帝君聖誕、庠士慶祝師儒、官吏相聚飲福。初二為衙神土地降誕、書役鄉民、演劇慶祝。

四月初十日、為城隍神降誕。邑人扮演擡閣故事、朝獻。或供大燭、集梨園稱觴上壽、遠近輻輳。不下万餘人。

五月十三日、閔聖大帝降誕、秦人会館、工歌慶祝。

六月初六日、為鎮江神降誕。楚人会館演劇慶祝。凡舟楫販商者、多攢金祭賽。又為川主會、鄉民於二十四日、演劇、慶祝田祖會、亦初六日。

八月初三日、為六祖會、粵省人演劇慶祝。

十月初一日、為牛王神誕期。農民演劇慶祝。

十一月十九日、為太陽神誕、士民演劇慶祝。

この記事は、彭山県境全体の〈集會〉（市場演劇）の例を記したものであるが、郷民、邑人、農民、士民などである地元の祭祀（演劇）に混って、五月十三日の閔帝誕には「秦人（山陝人）が会館にて工歌もて慶祝する」といい、

六月六日の鎮江神誕には「楚人（江西・湖南人）が会館にて演劇慶祝する」といい、更に八月三日の六祖会では「粵省（広東省）の人が演劇にて慶祝する」と言っていて、土着人が演劇を行なわない特別な時に、外来の僑民がその会館に拠って演劇を行っていることを特記している。（粵人の場合は、会館と明記していないが、同じく会館を拠点として挙行したに違いない。）そしてこの場合、これらの外来僑民の会館の祭祀演劇では、それぞれ故郷の歌曲、演劇が演ぜられていたことが、この彭山県に近い成都府漢州の地方志である^{嘉慶二年}『漢州全志』巻一五（風俗）の条に次のように記されている。

①音楽：婚葬用之。尋常喜慶延賓、亦不設。至報賽演劇、大約西人用秦腔、南人用崑腔、楚人土著、多曳声曰高腔。

即ち、これによると、この地の報賽演劇即ち祭祀演劇では、西人即ち山陝人は「秦腔」を用い、南人おそらく江蘇浙江人が「崑曲」を用い、楚人（江西・湖南人）及び土着人（四川人）は、多く声を長く曳いて歌う高腔、即ち弋陽腔を用いていたという。前掲②に見える秦人の会館における関聖誕演劇はおそらくここにいる「秦腔」を、楚人の会館における鎮江神誕演劇は所謂「高腔」を用いていたとみて誤りないであろう。^②元来、祀神演劇はその集団が故郷から奉迎した守護神に捧げると同時に、同郷間の郷誼を深めるためのものであるから、それぞれの同郷会館において、それぞれ故郷の音楽、演劇を演ずることを理想としたことは言うまでもない。ただ、その実現は故郷の劇団が僑地で容易に雇えるか否か、或は遠隔の故郷から劇団を招くだけの財力を有するか否かにかかってくる。この点では、明清間に全国的な遠隔地商人としての基盤を築いた山陝商人や新安商人は、その財力、組織力により、僻地においてもその故郷の「秦腔」や「高腔」（弋陽腔）の俳優の活動を保護することができたし、江浙官僚もその官界への勢力を通

して崑腔俳優を各地の都市に活動させ得る力をもっていたといえる。上記(26)を通じて、山陝人の「秦腔」、楚人の「高腔」、南人の「崑腔」の三種が遠隔地にも拘らず、会館演劇の場に活動していることは、このような背景によるものと見なくてはならない。しからば、(26)に見える粵人の場合はどうかであろうか。(27)には粵人についての記載がないので、この地では粵劇でなく地元の高腔を用いたものとするべきであろうが、場所によっては、粵人も故郷の粵劇を用い得る条件にあった。例えば、蘇州の場合、民国に入った段階で、粵劇団が活動していたことが、梨園公所に立つ民国二十四年の上海市伶会聯合会の〈募建蘇州祖師廟捐款碑⁽²⁸⁾〉の次の文から知られる。

蘇州祖師廟、于民国二十年五月起、由本会經募、捐洋參千八百九十三元壹角三分。已于民国二十年十月、將諸大善士台銜勒石刻銘。今再將民國二十年十月以後捐款、刻碑報告。

收永寧會楊永泉、徐浩良、劉慶生各友諸善士助洋式拾元。

收銀行存款息金洋式拾元另四角七分。

收廣東新春秋劇團諸位大善士熱心演劇售款助洋壹千另拾九元。

(以下略)

ここに見える廣東新春秋劇團はおそらく蘇州の兩広会館、仙城会館、上海の広肇会館(5)など広東商人の拠点とした会館を中心に活動したと思われる。

要するに、山陝の士商、新安(江西・湖南を含む)の士商、江浙の士商、広東の士商の会館公所においては、比較的多くの地点で自地の郷音である「秦腔」・「高腔」・「崑腔」・「粵腔」を用いて祭祀演劇を行なう条件を自らの経済力で維持し、能う限り郷音演劇を重用したものと想定し得る。裏返せば、これらの腔調は、それぞれの同郷士商会館網

を通じて容易に全国各地に伝播したものと思われる。

II 士・商・工各会館の地方劇伝播機能

さて、上述により会館公所がその同郷性によって郷音演劇を愛好しこれに執着する傾向が強かったことを明らかにしたが、この傾向は、同じく同郷会館と云っても士人会館、商人会館、工人会館によって若干の差があった。本項ではこの点を分析しておく。

先ず士人会館についてみると、その成員たる士人は郷音演劇を愛好したことは勿論であるが、反面、読書人として教養から中原音（北方音）に通じ、江南官界の社交劇としての崑曲にも通じていた者が多かったから、必ずしも郷音にこだわらず、崑曲或は北方音の雜劇をも鑑賞し得る能力を備えていた。又、士人会館は礼教上の建て前から俗劇を忌避する傾向も強かったので、常に郷音演劇が指向されたわけではなく、むしろ崑曲などが演ぜられるケースも少くなかったと考えられる。特に会館草創期の明末清初ではこの傾向が強かったものと想像する。使えば、袁中道（遊居柿録）に次のような記事が見える。

(29) 万曆三十八年庚戌正月初一日、寓石駙馬街中郎兄寓、中郎早入朝、午始帰。予過東寓。偶于姑蘇会館前、逢韓求仲、賀□伯。曰「此中有少宴集、幸同入。」是日多生客。不暇問姓名。聽吳優演八義。

これによると、北京の姑蘇会館ではその故郷吳（蘇州）の俳優を招いて崑曲『八義記』を演じているが、湖北人の袁中道もこの崑曲を鑑賞している。官僚には南方出身者が多かったから、この姑蘇会館あたりが中心となり、崑曲が士大夫共通の社交演劇になっていたものであろう。従って姑蘇会館以外の士人会館でも吳優の招かれることが多かっ

たと想像する。

次に商人会館の場合をみると、士人よりも郷音に執着する傾向が強い。例えば前述(20)の山西油商、臨襄会館の場合、その民国初年の玄壇祖师演劇を示すと思われる〈演劇表〉⁽²⁹⁾は、次のような演目構成を示している。

30) 三月十五日油塩闖行春季聚餐演戲

天官賜福

全班合演

渭水河

董富連

白良関

方榮翔

孟昭元

李啓貴

双怕婆

馮玉仙

李益善

商四亮

花蝴蝶

玉少琴

范斌祿

全武行

張金武

滑油山

王盛如

王長寿

程天佑

呂長福

李益善

清代の会館演劇について

〔打花鼓〕

劉玉榮

商四亮

〔坐樓殺惜〕

郭少衡

呂長祿

董蘭亭

李文村

〔轅門斬子〕

李 慧
芬

張洪祥

劉俊峯

張奎斌

〔鉄公鷄〕 火燒
向帥

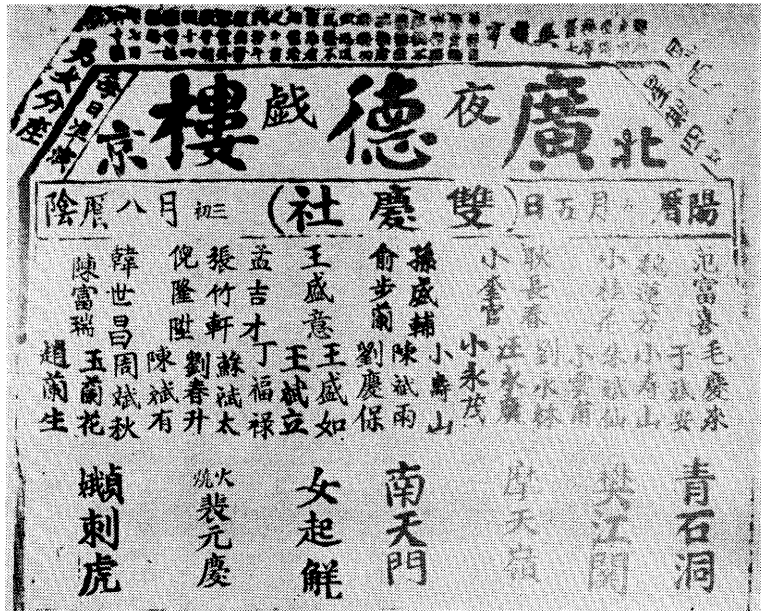
姜鉄麟

羅文武
于義亭

全武行

由早十鐘開戲至下午七鐘止戲

以下、右の演目表について分析してみる。先ず、戲班名についてみると、戲班名を欠いているが、皮黄系と見られる。俳優の中で他の記録に見えるのは、董富連、范斌祿、王盛如の三名である。董富連は周明泰『五十年来北平戲劇史料後編』目三八六（民国八年十月八日）広和楼出演の富連成社の戯目に見え、索引には老生とある。又、范斌祿は同書、目五九二、民国十一年十一月七日、三慶園出演の斌慶社の戯目に見え、索引には武浄とある。又、王盛如は民国十七年九月五日、広徳楼出演の双慶社の戯単に見える（図5）³⁰。他の俳優は周明泰の史料にはでてこない。民国初期ではまだ無名の俳優であったと思われる。或は皮黄でなく秦腔俳優である可能性が強い。とすれば、山西商人



清代の会館演劇について

図5 広徳樓戲単（王盛如の名が見える）

が特別に招いた皮黄、秦腔の連合戲班ということになる。

次に演目の中で、冒頭の二齣に、会館祀神演劇、特に山西商人色がでてゐる。即ち、冒頭の〈天官賜福〉は中国戲曲研究院編『京劇劇目初探』（上海文化出版社・一九五七年）に

③賜福天官奉玉帝敕旨、偕祿、壽二星及五財神
同往福地降福。八仙繼至獻瑞、同返天宮。

とあるように、玉帝から派遣された天官（仮面をつける）が当地の神（ここでは玄壇神）の誕辰を祝するために降臨して、人々に福を与える形を示す儀礼演目である。会館神殿に向つて献ぜられる祭祀演劇特有の演目で、郷村の祭祀演劇でも必ず演ぜられる。会館も郷村祭祀の儀礼を継承していることがわかる。次に第二番目に続演される〈渭水河〉も同様の儀礼祝頌演目である。『京劇劇目初探』には

③西伯侯姬昌擬訪賢人輔佐、夜夢飛熊入帳、次日外出訪尋、遇以前犯罪樵夫武吉、由武指引至渭水河辺、果遇姜子牙垂釣。姬昌拜姜為相、且親自拉輦以來敬意。

とあり、文王が太公望呂尚を得てこれを相に封ずる吉慶劇である。吉慶演劇の開幕に演ぜられるもので、吉祥の意を寓しているが、特に山陝人に重んぜられた。『京劇劇目初探』は右に附して次のように註している。

③一名〈飛熊入夢〉・〈文王訪賢〉、及〈八百八年〉。見『武王伐紂平話』及『封神演義』第二十四回。是淨角唱工戲。馬連良會改用生扮演姜尚。同州梆子、晋劇、河北梆子、秦腔、豫劇、川劇、徽劇、漢劇都有此劇目。

これによると、元來、淨役が演唱したものといひ、主人公呂尚は天界から福をもたらす老人（天官）として意識されていたに違ひない。晋劇、秦腔、豫劇など山陝地方の土劇から起り、京劇（徽劇、漢劇）に入つて、見映えのよい生役に改められたが、山陝人は大切な祭祀演劇に當つては、必ずこれを演じたものであろう。この点に山西色が強く出ているといえる。

次に第三演目以下の戯曲の特色を見ると、〈白良関〉、〈花蝴蝶〉・〈轅門斬子〉・〈鉄公鷄〉の四つの武劇を中心にし、間に人情劇の〈双怕婆〉・〈打花鼓〉・〈滑油山〉・〈坐樓殺惜〉をはさんだ構成である。人情劇は何れも小劇であるから、主体が武劇にあることは明瞭である。〈白良関〉は唐の太宗の功臣、尉遲恭とその子宝林の父子再会を軸とした武劇。『京劇劇目初探』は、次のごとく註する。

③4 一名〈雌雄鞭〉・又名〈父子会〉。淨角為主。見元人『小尉遲認父』雜劇、及『羅通掃北全伝』第二回。漢劇、徽劇、滇劇、秦腔亦有此劇目。

陝西を舞台とした劇で、「秦腔」に起つたものとする、山西人の土劇ということになる。又、〈花蝴蝶〉は包拯が

大盜姜永志（通称花蝴蝶）を捕える武劇。『京劇劇目初探』は次のごとく註する。

(35) 一名〈鴛鴦橋〉、又名〈鄭家堡〉。短打武生為主。略見『三俠五義』第六十六―六十七回。内容与原書小異。姜永志、原書作花冲。徽劇、秦腔、河北梆子均有此劇目。

舞台はやはり陝西、河南で、秦腔に源をもっていて、山西人好みの劇ということになる。〈轅門斬子〉は楊家將伝の穆桂英と楊宗保の話。『京劇劇目初探』の註、次のごとし。

(36) 一名〈白虎堂〉。劉鴻昇代表作。川劇、湘劇、漢劇、滇劇、豫劇、秦腔、河北梆子、晋劇、粵劇均有此劇目。

この劇も元来、秦腔からでたもので、山西人の郷劇ということになる。当日の終演を飾る〈鉄公鷄〉は太平天国を題材とした新作武劇。『京劇劇目初探』は次の如く註す。

(37) 〈火烧向榮〉……見『洪秀全演義』……鉄公鷄亦天国勇將名。……内容歪曲太平天国起義。川劇、湘劇、同州梆子、河北梆子都有此劇目。

これは山西の郷劇ではないが、この会館の内部で増加してきていた河北人の趣向に投ずるものであったと思われる。以上、四曲、何れも武劇としての特色をもち、特に〈花蝴蝶〉と〈鉄公鷄〉は全武行の出演とあり、全員の激しい立ち回りを見せ場としたものである。武劇は秦腔の特色であるから、この武劇主体の構成は山西人好みの排列といえよう。

最後に武劇の間に挿演されている人情小劇をみると、これらも「秦腔」に関連がある。『京劇劇目初探』により、その本文と註を一括して示す。

(38) 〈双怕婆〉（背篋）……不掌舵素懼其妻、遇卜者伝授三綱五常、妻逼其索回卦錢。途中遇好友尤二、互譏懼内。

不掌舵大言不懼、与尤二賭賽、回家与妻定計、令妻子尤二来時、佯作長己之状。尤驚逃、不掌舵妻索銀不得、怒罰不掌舵背凳、尤二婦、亦受同樣懲処。(註：一名〈双怕婆〉。屬於閩劇。川劇有「背鼓背凳」。徽劇有〈双怕〉、楚劇有〈双怕妻〉、秦腔亦有此劇目。)

(39) 〈滑油山〉(目連救母)：劉清提在地府、閻王罰使受苦、行至滑油山、油滑難行、鬼乃告其因生前用葷所致、劉深悔前非。(註：一名〈滑油山〉、亦見宝卷、及『勸善金科』。豫劇有〈大仏山〉、秦腔、湘劇亦有此劇目。)

(40) 〈打花鼓〉：某公子出游、見打花鼓夫婦二人、命其奏技、并向少婦調戲。(註：見『紅梅記』後部。秦腔、漢劇、徽劇、湘劇、都有此劇目。)

(41) 〈坐樓殺惜〉：宋江別劉唐後、遇閻婆、閻強扯至烏龜院、擬促女惜嬌与宋和好、閉二人于楼上。宋江一夜未眠、晨起急去、誤遺招文袋、為閻惜嬌所拾、得見蓋書。宋發覺、即回求討、閻逼以三事、宋不得已允從、閻仍欲鳴官。宋江怒將其殺死。(註：見『水滸伝』第二十回。……川劇、徽劇、漢劇有〈宋江殺惜〉、湘劇、秦腔有〈宋江殺樓〉、漢劇、晉劇、上党梆子、河北梆子、滇劇、楚劇、豫劇、武安洛子均有此劇目。)

右の(38)・(39)・(40)・(41)の各註を見ると、これらの小劇も何れも「秦腔」に根をもっていることを推定できる。要するに、この山西臨襄會館の玄壇神誕祭祀演劇では、皮黃劇團を招きながら、演目の面では、できるだけ秦腔と共通するもの、或は秦腔に根をもつものを選んで並べているわけで、商人會館の祭祀演劇における強い郷音指向を物語るものと言えよう。ただ、〈打花鼓〉のように南方曲をも一部にとり入れているのは、商人會館も士人会館ほどではないにしても、全国的な規模で活動していることの反映であろう。

さて、三番目に、工人會館の演劇伝承の傾向を見よう。前述のように工人會館は商人會館に比べて規模が小さく、

その成員も遠隔地からの移住よりは、近隣周辺の農村人口の貧窮層を徒弟の形で組織化したものが多い。従って工人会館の演劇は周辺農村の地方劇の都市流入を媒介しているというケースが多い。しかし反面、これらの工人は商人や士人のように遠隔者と交流するに必要な共通語（北京官話、江南官話）を知らず、従って方言土腔の演劇のみを強く伝承する傾向があった。以下、この状況を見よう。先ず、市鎮周辺の貧窮農民が市鎮の街巷内に工人として入り、工人ギルド（同郷ギルド）に編入される状況については、六、民国『双林鎮志』の次の記事が参考となる。

(42) 工各居肆、百業俱備。其石工、木工、染工、籬工。大半来是他郷。油坊中工作人有博士之号、籍則長興及江寧者為多。黒坊、膠坊、均本鎮人。其餘各業、則主客參半。〔原按〕各業齊行。則停工唱戲。工価之増、惟其所議、不能禁。油房博士、尤横。稍不如意、則停工挾制業主、縦博械闘、悍無顧忌。

これによると、この鎮では、油房の工人は長興県及び江寧県の人、黒坊（頭者）、膠坊（染五色表練者）は双林鎮の人で占められ、他の石工、木工は、双林鎮人と他郷人の半半の構成となっていたという。そして、これらの工人ギルド（齊行）は、賃銀に不満があると、祖師の神前に成員を集めて祭祀演劇を奉獻し、結束を固めて罷業に入り、賃上を要求したという。工人会館が近隣農村の貧窮層の組織で結束が固いことがわかる。この種の傾向は、清初の蘇州の布業工人でも見られる。例えば、康熙五十四年の蘇州僑居の新安の布商は賃上げのために罷業をする布工の会館結成を妨げる目的で、官に奉請して得た「欽差部堂督撫各憲を奉じて蹠染の流棍を驅逐するの禁」（32）を碑に刻して蘇州閭門外の広濟橋の下に立てている。関連部分を摘記すると次の通りである。

(43) 江南蘇州府長二県為欽奉上諭事。……布商程同言等告王德等煽惑蹠匠、加価斂錢、欲助普濟院、育嬰堂、結党創立会館等情。……邢春林占范正卿之地。……倡言欲作蹠匠会館、思欲借衆強占、其王德、張先進、杜雲升、陳

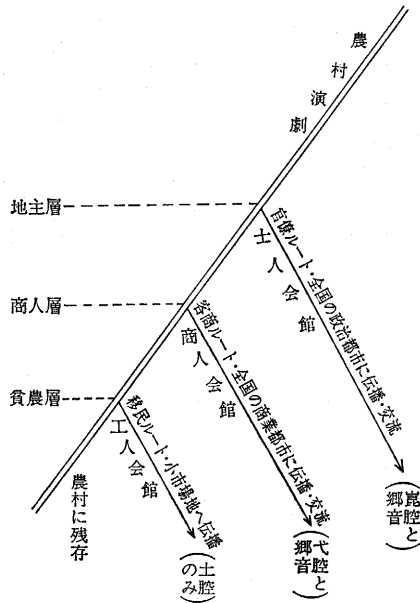


図 6 会館を通ずる地方劇の伝播

晋侯等、皆一班流棍、前来蠱惑衆匠、以増添工師
 為由、包攬告狀、肆行科斂……刑春林等創立踳匠
 會館、謀害商民、不法已極……□□□等創立踳匠
 會館、唱戲有挾、斂銀有憑、何得竟置不究……為
 此、示仰踳匠包頭人等知悉、嗣後、踳布工價、仍
 照前憲立碑定例給發、不得短少、工匠等亦不得違
 例多索。……布商程同言、程永美（人名略）……
 康熙五十四年十二月 日

演劇を行なったという。康熙九年の碑文にも、この地の踳匠達が神を祭り演劇を奉獻して、賃上の罷業を行なったとあり、以来、四十年以上の闘争の蓄積の上に、会館の建設が行なわれたものであろう。流棍といわれる棍匠包頭人は一種の秘密結社組織により近隣の貧窮農民を組織していた可能性が強い。こうした工人会館の演劇では、近隣土腔が愛好されたものと想像されるが、そのことを間接に証する資料として、蘇州盛沢鎮の風俗を記した乾隆三十六年『盛湖志』の次の記録が注意を引く。

44 中元夜、四郷備織多人、及俗称「曳花」者、約数千計。彙聚東廟并昇明橋、賭唱山歌、編成新調、喧闐達旦。
 ここで、近隣四郷の織布工は、故郷の山歌を唱っているわけで、同様の条件にある工人会館でも、近隣農村の土劇、

土腔が流入していたものと考える。つまり、工人会館は士人会館や商人会館のように遠隔の地方劇を都市に搬入する力はないが、その代り近隣農村の土腔を大量に都市に流入させる力をもっていたといえよう。

北京の工人会館においても、その成員構成は、河北、山東、山西等、北京の周辺地区の出身者を主としており、従ってその演劇は河北梆子を用いているケースが多かったと思われる。

以上、会館が故郷の演劇を都市に伝播させる力もっていたこと、及びその機能は、士人会館、商人会館、工人会館の三者においてそれぞれ相違があり、特色をもっていたことを概観した。その概要を図式化して示すと図6のごとくである。⁽³⁴⁾

四 会館から戲荘・戲園へ

次に会館の果たした演劇史上のもう一つの役割として、清初の会館が戲荘を生み、更にそれから本格的興行劇場としての戲園の形成の途を用意したという点を注意しなくてはならない。以下、しばらくこの点を分析する。

I 会館から戲荘へ

二で述べたように、会館、特に士商会館は戲台を有し、これを他の会館や、同郷、他郷の宴会演劇に借用させることもあって、一種の貸劇場的役割を果たしていた。ただ、この場合、利用者の範圍は、多少とも当該会館と縁のある者に限られ、夜演や女性の入場を許さない⁽²¹⁾、⁽²³⁾等の制限があった。これは会館が郷村官僚地主層やこれと結びつ

いた縉商層の権力機関の一つであったため、これら支配層特有の礼教意識、秩序意識がその運営の上に強く働いたからである。しかし、清代も中期に入ると、士商層の社交宴会やそれに伴う演劇の機会は益々多くなり、会館の供給する制限された演劇場では、その需要をまかなうことは困難となり、ここに士商の宴会のための戲台設備をもった宴会場として、「戲莊」と呼ばれるものが登場するに至る。これは会館の貸戲台から資格制限を除いて、士商ならば誰でも利用できる形にしたもので、乾隆末に出現した。道光二十二年の楊懋建『夢華瑣簿』は、これについて次のように記す。

(45) 戲莊曰某堂、曰某會館、為衣冠揖遜上壽娛賓之所。

つまり、これらの戲莊は、某々會館、某々堂と名づけられていたというから、會館の後身として意識されていたことは明らかである。(前述のように士人会館には堂名をもつものがあつた。徽寧思恭堂の如し。) 同治年間の北京の風俗を記した『都門紀略』(『雜記』)には、戲莊として次のものをあげている。

(46) ……此後俱宴會之所、並可搭棹演戲。

文昌館 在鉄門南頭路西

滙元堂 在西珠市口路南

財神館 在宣武門大街南頭路西

祿壽堂 在打磨廠中間路北

天和館 在煤市街南口外路北

燕喜堂 在北孝順胡同南口路東

夏滙堂 在大柵欄中間路北

鹿鳴堂 在大蔣家胡同南口路東

天壽堂 在西珠市口東頭路北

東麟堂 在櫻桃斜街中間路南

右のうち、最も古い文昌館、財神館は、元來、文昌會館、財神會館と呼ばれていたもの、それぞれ文昌帝、財神を祀る會館であつたのが、戲莊となつたものである。『夢華瑣簿』は、この兩館について次のごとく記す。

(47)宣武門外大街南行、近菜市口有財神會館、少東鉄門有文昌會館、皆爲宴集之所。西城命酒徵歌者、多在此。皆戲園也。

ここでは、名稱は會館でも、事實上は戲園であると断定している。事實としては、例えば道光年間の李棠階『李文清公日記』には、この兩館での宴會演劇が次のごとく記録されている。(財神會館は才盛館として出てくる。)

道光二十一年二月初三日、午刻赴才盛館、祝壽聽戲。至傍晚歸。二十日……赴文昌館、殷述齋諸友約聽戲。……

二十三日、已刻拜客、遂赴文昌館、同年團拜局、又多。妄視聽戲。

三月初三日、赴文昌館、公請伯昂夫子小事游移、只是俗見、聽戲。

四月初三日、赴才盛館、柏靜濤約聽戲。

八月二十二日、赴文昌館、已卯秋會、一語輕率、總是心放、聽戲、尚不逐物。

九月初五日、飯後、間步許久。赴才盛館、同年公局聽戲。

右をみると、概ね士人の壽誕演劇や團拜演劇であり、士人の雅集という色彩が強い。『夢華瑣簿』はこの戲莊の宴

集について次のように記す。

(49) 今之戲莊譙客者、酒家為政先期、計開。宴者凡幾家、有客若而人与樂部。定要約。部署既定。乃告主人。署券為驗、主人折柬以告客曰、某日、集某所、樂演某部。屆期、衣冠必莊、肴核必腆、一獻之禮、賓主百拜。自朝至於日中、晨、肅肅雍雍如也。戲園聽歌、酒館買醉、則不然。屏車騎、易冠裳、輕裘緩帶、笑傲自得、放浪形骸之外、不復有拘束矣。

これによると戲莊の演劇宴会は衣冠を整えた嚴肅なもので、手続も周到であったといい、戲園よりもはるかに形式ばったものであったらしい。但し、これも時代が下るにつれて戲園に近くなって行く傾向があった。例えば右の記録の道光年間からやや下った咸豐年間になると、小規模な工人會館も、この文昌會館を使用している。北京の糖餅行の會館である崇文門外、馬神廟に立つ咸豐九年の次の碑文がこれを示す。

(50) 張德瑞、王永泰、桑富順、張王（以下人名略）……咸豐九年五月二十四日、閣行增長工価五吊文。六月拾五日、在文昌會館、獻神戲壹台。春台班。

即ち、この場合、文昌會館で演劇を行なっているのは、士人ではなく、ギルド、それも零細な工人ギルドである。到底、士人雅集の嚴肅さがあったとは考えられない。おそらく咸豐をすぎる頃には、戲莊自体、通常の戲園に近くなっていたのであろう。（もっとも勿では文昌會館、財神會館は戲園であると言っており、道光年間から、この傾向は潜在していたと思われる。）

II 會館・戲莊から戲園へ

右のような状況を踏まえて、会館、戲莊の延長の上に戲園（商業劇場）が出現してくるのは、乾隆中期である。例
えば、蘇州の場合、乾隆三一年『長州県志』卷一〇（風俗）は次のごとく記す。

51 蘇城、戲園所未有。間或有之、不過商家會館籍以宴客耳。今不論城內城外、遍開戲園、集游惰之民、晝夜不絕、
男女雜混、此姦盜之原、風俗之最敝也。宜極禁止。

ここでは乾隆中期を境に戲園が激増しているが、以前はその役割は會館（戲台をもつ）或は商家の邸宅が果してい
たということであろう。北京の場合も略々同様で、乾隆中期に城外の戲園（まだ戲莊と呼ばれている）が十教ヶ所あ
ったことが、朝鮮の外交使節洪大容の『湛軒燕行雜記』に次のように見えている。

52 正陽門外有十數戲莊、自官徵稅有差。其大者創立之費、已八九萬兩、修改之功不與焉。則其收息之繁富、亦可想
也。蓋一人一日之觀、予之三、四兩銀、則不惟戲玩之娛而已、茶酒果羞、極其珍美、飽嬉終日、惟所欲、所以綺
紈富豪耽嗜而不如止也。

ここで「戲莊」とあるが、観客から一人づつ入場料をとっているとみると、実際は「戲園」を指している。戲
莊の一部がこの乾隆中期頃から戲園に転化しつつあったと見られる。かくして同治年間の『都門紀略』では北京城外
の戲園は46の戲莊群に続いて、次のように列挙されている。

53 景泰園在隆福寺口内中間路北

泰華園 在東四牌樓南路東

万興園 在西四牌樓北路東

三慶園 在大柵欄中間路南

清代の會館演劇について

広徳楼 在大柵欄西口路北

慶和園 同右

慶楽園 在大柵欄東口路北

同楽園 在大柵欄門稚胡同内路西

中和園 在糧食店北口路西

広和楼 在肉市北口路東

裕興園 在砂手胡同路西

大楽園 鮮魚口小橋路南

広興園 在崇文門外大街木廠胡同

芳草園 在齊北門外大街路西

隆和園 在齊北門外日壇對過

徳勝園 在徳勝門外関廂路北

阜成門 在平則門外橋頭路南

合計十七ヶ所に及ぶ盛況である。このうち三慶園から大楽園までの九園は、次のように日期により出演戲班もきまっていた。

大楽園	裕興楼	広和楼	中和園	同楽園	慶楽園	慶和園	広徳楼	三慶園	戲園
									日期
	双順和		全勝和	永勝奎	瑞和成	四喜	春台	三慶	初四 初一至
全勝和		四喜	永勝奎	双順和	三慶	瑞和成	三慶	春台	至初八 自初五
双順和		全勝和		四喜	永勝奎	三慶	春台	瑞和成	至十二 初九
勝春奎	双順和	春台	全勝和		瑞和成	永勝奎	三慶	四喜	至十六 自十三
全勝和			三慶 永勝奎 (17-19)	双順和 永勝奎 (20)	全勝和	四喜	双順和 17-19	春台	至二十 自十七
全勝和			永勝奎	瑞和成	春台	三慶	四喜 20-23	双順和	至二三 自二一
瑞和成	双順和	春台		永勝奎	四喜	全勝和	三慶		至二七 自二四
全勝和			三慶	双順和	永勝奎	春台	四喜	瑞和成	至三十 自二八

清代の会館演劇について

これらは完全に常打ちの興行劇場になっているといえるが、三日乃至四日を一期とする興行形式は、会館における祀神祭祀演劇の形を踏襲している可能性が強い(21参照)。興行劇場化した戲園も会館の影を引きずっているといえよう。

なお、戲莊と戲園とは共に戲班の出演場所であったが、戲莊の方が格が上であったのは言うまでもない。道光年間の場合、『夢華瑣簿』が次のように記す。

(5)蓋諸部赴各園、皆有定期、大約四日、或三日一易地、每月周而復、始有[○]条[○]不[○]素[○]也。春[○]台[○]、三[○]慶[○]、四[○]喜[○]、和[○]春[○]為[○]四
大[○]徽[○]班[○]、其在[○]茶[○]園[○]演[○]劇[○]、觀[○]者[○]人[○]出[○]錢[○]百[○]九[○]十[○]二[○]、曰[○]座[○]兒[○]錢[○]。惟[○]喜[○]祝[○]座[○]兒[○]錢[○]與[○]四[○]大[○]班[○]等[○]。堂[○]會[○]、必[○]演[○]此[○]五[○]部[○]、戲莊乃第宅、
日宴會。皆下此則為小班。

つまり、戲莊及び私人第宅の堂会に出演する資格を有するのは上級班五班のみであったというのであり、会館、戲莊の方が戲園(茶園)より高い地位を認められていたことになる。

要するに、清初以来、会館(特に士商会館)↓戲莊↓戲園(茶園)の順に展開してきたわけであって、会館は戲園形成の出発点をなしたものと見ることができるといえる。

結 語

以上、一―四にわたり、会館における祭祀演劇、私宴演劇の構造、及びそれが地方劇の都市流入や戲園の形成に果たした役割を概観した。最後に清朝の演劇政策に対する清初以来の会館側の対応の変遷、及び民国初年の変化を検討し

て結びとしたい。

先ず、清朝は当初から戲園を禁圧する方針をとっていたが、会館内での祀神演劇については、士人、商人の自治に任せていた。従って、戲園の公認されていない清初の段階での会館は、戲園に代って地方劇、都市演劇を育成する機能を果たした。地方俳優は多くその同郷會館の保護の下で演劇活動を続けたものに見られる。

次に、清代中期以降、戲園が公認されてからのちは、會館は戲園より格の高い劇場として、上級班を保護する形をとる。士商會館は、官僚縮商の権力支配が貫徹されていたから、清朝の演劇政策に反する下級班の淫戲や武劇を排除する姿勢をとった。(上述(7)で、會館が事前に神前卜占で決めた演目の変更を許さないとしているのは、この種の演目統制を意味する。)この意味では清朝の演劇政策に忠実な、一種の保守的な役割を演じたといえる。

但し、清朝後期に入つて、戲園が激増してくると、會館演劇の側にも微妙な変化が現われる。清朝はこの頃激増する戲園で、反体制的な淫戲や武劇が流行していることを警戒していた。例えば、乾隆末期から、嘉慶年間にかけて、次のような戲園に関する曉諭が発せられている。

60 曉諭戲館、乾隆五十年、議准、祠城外戲班、除崑弋兩腔仍聽其演唱外、其秦腔戲班、交步軍統領五城出示禁止。

現在本班戲子、概令改歸崑弋兩腔。如不願者、聽其另謀生理。儻有怙惡、不遵者、交該衙門查拏懲治、通解回籍。
61 曉諭戲館、嘉慶十八年諭、外城地面、開設戲園、本無例禁。但演唱淫詞艷曲及好勇鬪戲劇、於人心風俗、大有關係、着該御史等嚴行查禁以端習尚。

この二つの曉諭は表現は異なるが、要するに戲園において崑弋二腔の上演のみを許し、淫戲と武劇を専門とする秦腔戲班を禁止するということに尽きる。こうなると、表向き戲園としては秦腔は演ずることはできなくなるが、一方、

山西、陝西商人を中心とする山陝系会館では秦腔が好まれたから、秦腔はこの会館で活動することができた。或は崑弋に改腔した俳優も、山西商人の会館では秦腔を演ずることができた訳である。特に清中期以降、士人会館よりも商人会館、工人会館が優勢となるが、これら工商会館は士人会館ほど清朝体制に忠実ではなく、むしろ、清朝演劇政策に反して、崑弋を捨てて、反体制的な土腔、雜腔に走る傾向を示す。この面では工商会館は、事実上、清朝の嫌う「戲園」に近い存在になっていたといえる。

要するに、清代の会館演劇は、初期には士人会館を中心に体制順応型の穩健なものが多かったが、後期では、商人会館、工人会館を中心に体制秩序の枠からはみ出て行く傾向を示したといえるのである。

事実、民国に入ると、会館演劇は、全く工商会館を中心とするものになり、特に工人会館の工人層の要求が反映して、上演回数が増加し、一段と活況を呈するに至る。例えば、梅蘭芳の回顧録『舞台生活四十年』⁽³⁵⁾は、民国初年（一〇年頃）の北京会館演劇の状況を次のように記している。

〔8〕北京各種行業、毎年照例要唱一次「行戲」。大的如糧行、藥行、綢緞行……小的如木匠行、剃頭行、成衣行……都有行戲。大概從元宵節後、就要忙起、一直要到四月二十八日才完。這一百天當中、是川流不息地分別舉行的。行戲的性質、無非是勞働者忙了一年、借這個名義、大家湊些份子、娛樂一天。舉行的地点、除了有些行業有固定的会館外、大半都是飯座精忠廟、浙慈会館、南菓王廟、正乙祠、小〔山？〕油〔右？〕館……、這些地方。

「行戲」不帶灯。總在上午十點開鑼、下午五點打住。例外的紙有藥行、日夜兩場戲、規模最大、也就風行一時、唱到最末的一天四月二十八日的一場了。

右によると、民国初年の段階では、北京のギルドは毎年農曆正月十五日の元宵節から、同四月二十八日まで、百日

間、連日、祀神演劇を行なったという。最終日の四月二十八日は薬行の祖師、孫真人の誕辰である。⁽³⁶⁾ 北京のギルドは、歴史の古いものだけでも五十を超えていたから、各行一日〜三日の演劇を行なうとして、集中連続して上演しても百日はかかることになる。ただ、会館の祀神演劇は元来、神誕日に行なうのが本来の形であり、すべてのギルドの神誕日が一月から四月の百日に集中する筈はない。例えば、北京の山西系工商会館の殆んどすべてが主神として祀る閔帝は五月十三日又は六月二十四日を神誕日としている。従って、この百日間連演の形は、各ギルドが上演上の便宜を考慮して、互に連絡をとり、俳優側と協議した上、固有の神誕祭日を動かし、上演日を調整している結果に他ならない。上演期を統一して春季に合せているのは、農村春祭の慣習を重んずる農村出身の工人層の要求の反映ではないかと推測する。百日の大半が、会館をもたずに他の会館や街の廟の戲台を借りる中小工人ギルドによって占められていたことも工人層の優位を物語っている。この形は、民国に入って、周辺農村部から北京への人口流入が激化し、これらのうち、かなりの部分が工人ギルドの徒弟となり、結果として工商会館における工人層の勢力が膨張したことによって起ったものに違いない。因みに、精忠廟や南葉王廟、浙慈会館（東曉市財神廟）には多くの中小工人ギルドが祖師を附祀し、⁽³⁷⁾ 又、正乙祠や山右館（臨襄会館）はその戲台を他のギルドに利用させていたから、中小工人ギルドはこれらの諸廟、諸祠を媒介として容易に連合し調整することができたものと思われる。今、民国以後のこの状況に対応して演劇日を動かしたギルドの例として、浙慈会館に拠った成衣行（当初浙江慈谿县人により創始されたが、のち次第に河北人が増える）のケースをみよう。このギルドは乾隆三十五年以來その祖師三皇を浙慈会館内に祀り、農曆六月十二日を神誕日として演劇を奉獻してきたが、⁽³⁸⁾ 民国三十一年の戲単では、六月十二日でなく農曆四月二十一日、二十二日の両日を演劇日としている。次の通りである。

例謹通知事、本會業於五月十二日、舉行成立。當選職員於寒報五月十六、十七兩日、業已聲明。今為舉行慶祝大會之成立及年会、演戲祀神兩日（陽曆六月四日、五日。陰曆四月二十一日、二十二日）。

第一日、為舖長舉行之日期。前來時、務必携代〔帶〕李号水〔木〕印、及舖長名章、以便向會中登記。請領入會執照。否則、如不領取者、日後被會中查実、必呈報所屬官署。恐有害於個人營業。特為注意。

第二日、為全市工師之年會演戲祀神之日。香資、由舖長担負。

更於演戲之当日（兩天）、皆於下午三時、講演會中一切所有章程、及將來會務進行之方針、更及社会局各公會之主持辦理方法。必詳細說明以使同業者深明此意。特請遵時來會。風雨勿阻。如工師於当日不到、日後、一律向舖長取付香資。更不論見此通知与否。得此消息、亦務必前來為荷。此至各工師台照。

第一日、舖長。陽曆六月四日、上午新十時開始。香資壹元伍角。入會執照貳円。戲碼：小過年、二竜山、遇皇
后、打竜袍、紅霓閣、打滑車部全、紅鬃烈馬。

第二日：工師。陽曆六月五日、上午新十時開始、香資陸角。戲碼：太平橋、荷珠配、白水灘、行路訓子、劍美
案、貪欲報部全、竜鳳呈祥。

北京特別市成衣業同業公會會長張旺

中華民國三十一年五月七日

ここで従来の祀神日六月十二日を四月二十一、二十二日に改めているのは、四月二十八日までが「行會演戲」（行戲）の時期として協定されているからであろう。又、ここでは、成衣行の舖長（商人經營者、南人が主流を占める）のみならず、その下で仕事をする職人親方たる工師（北人が多い）も参加を認められ、第二日に舖長とは独立して、

祀神演劇を行なっている。しかもその費用はその属する舗長の負担とされている。舗長が費用を負担して工師を慰勞している形である。文中「全市の工師」とある「全市」とは、東暁市を指すから、工師の仕事場は殆んどこの東暁市に集中していたと思われる、その発言力が増大していたことが推定できる。第一日舗長、第二日工師という形は、工師、工人の擡頭を背景とした新しい祭祀演劇の形である。

又、第一日、第二日を通じ、排列された演目の中には、前述の民国初年の臨襄会馆におけるような〈賜福〉、〈渭水河〉などの祀神儀礼の演目を含まず、宗教的色彩はうすい。第一日の舗長演劇は〈二竜山〉(水滸外伝)、〈紅霓関〉(説唐演義)、〈挑滑車〉(説岳全伝)、〈紅鬃烈馬〉(薛平貴伝)など武劇を主とし、これに〈包公案〉(遇皇后、打竜袍)を配して、古典的な武劇中心の構成をとり、伝統的な会馆演劇の面影を見せるが、第二日の工師演劇の武劇は〈太平橋〉(残唐五代史演義)、〈白水灘〉(捉拿青面虎)のみ、他は〈荷珠配〉(珠衲記)、〈行路訓子〉(□□□)、〈鋤美案〉(秦香蓮)、〈貪欲報〉(水滸)、〈竜鳳呈祥〉(朱元璋)などむしろ人情劇を中心に構成している。それだけ儀式性がうすれ、通常の戯園演劇の実体に近くなっているといえる。この時代の工人層の膨張は、儀式的な会馆演劇の内容を通常の庶民的な「艶曲淫詞」の方向に引きずっているといえよう。

かくして民国に入って以後、会馆演劇は工人層の流入により、内容の面ではその本来有していた祭祀演劇の宗教的面目を喪失して、通常の戯園演劇に同化する傾向をたどったといえる。

ただ形式の面でいえば、神に捧げる演劇という郷村的な形態は、農村地帯から都市に流入する移民が同郷単位に編成され、相互に競合し合う限り、消滅せず、その命脈を保ちつづける。同郷団体そのものがなお生活の基盤として機能しつづけている海外の中国人社会では、現在もなお、会馆(同郷、同業)を単位とした演劇が生きつづけているの

は、この理由による。

以上、清初以来、民国初年に至る会館演劇について検討した。資料不足のため、検討が不充分に終わった点も多いが、一層の資料探索と共に再考を後日に期したい。

(一九八一年五月)

- 1 根岸佶博士蔵本
- 2 東洋文化研究所蔵、仁井田陞博士旧蔵本
- 3 同前
- 4 根岸佶博士蔵本
- 5 同前
- 6 東洋文化研究所蔵、仁井田陞博士旧蔵本
- 7 仁井田陞『北京工商ギルド資料集』佐伯有一・田仲一成・浜下武志・中山美緒訳注(東洋文化研究所東洋学文献センター) (一九七五—八〇)一〇八頁。
- 8 同前一〇五頁。
- 9 同前二五八頁。
- 10 田仲一成『中国祭祀演劇研究』(東京大学出版会・一九八二)五七頁以下。
- 11 根岸佶博士蔵本
- 12 前掲仁井田ギルド資料集一二二頁。
- 13 根岸佶博士蔵本
- 14 田仲前掲書六〇頁。

- 15 陳荆和『新加坡華文碑銘集録』（香港中文大學出版部、一九七〇）圖版伍頁。及び二六二頁以下。
- 16 前掲仁井田ギルド資料集八〇二頁。
- 17 同前一〇五頁。
- 18 同前一八三—一八五頁。
- 19 東洋文化研究所蔵、仁井田陞博士旧蔵本、『北京湖広會館志』に拠る。
- 20 同前『漢口山陝西會館志』に拠る。
- 21 根岸博士蔵『徽寧思恭堂徵信録』（民國拾五年第四拾六刊）に拠る。
- 22 同前『上海四明公所大事記』（民國九年序）に拠る。
- 23 前掲仁井田ギルド資料集九五頁。
- 24 同前一六頁。
- 25 加藤繁「清代に於ける北京の商人會館に就いて」・『史學雜誌』五三編二号（一九四二）・『支那經濟史考証』下（一九五二年）五八〇頁。
- 26 前掲仁井田ギルド資料集四二〇—二二頁。
- 27 光緒三〔四川〕広安州新志卷三四にも多数の會館別の演劇が記録されている。「正月三日、為葉王會、觀臨江館演劇。……十三日、為禹王會、城中湖広館觀劇。……三月十五日、帝主誕辰、黃州館賽會演劇。四月一日、江西館向有迎蕭公之會、備極觀瞻。今但設筵演劇。」
- 28 『江蘇省明清以來碑刻資料選集』（三聯書店、一九五九）三二五頁。
- 29 前掲仁井田ギルド資料集一八六—一八七頁。
- 30 長沢規矩也博士蔵。一九七三年に博士より惠贈を受けたもの。
- 31 田仲前掲書六五八頁、七〇六頁、八二八頁参照。
- 32 前掲（註28）書四〇頁。

- 33 同前三三頁〈奉齋撫各大憲核定蹄匠工価給銀永遠碑記〉
- 34 士人・商人・工人の三層に分化して伝播する構造は、中国地方劇の伝播の一般的な形である。田仲前掲書五〇三頁以下。
- 35 梅蘭芳『舞台生活四十年』第一集（一九五二）六〇～六一頁。
- 36 前掲仁井田ギルド資料集八〇四頁、〈藥王寢宮建立戲台罩棚碑記〉（乾隆三十年）に「茲者年例四月二十八日、恭為藥祖孫真人聖誕之期……」とあり。
- 37 同前「浙慈会馆」の条（二二一頁以下）、「精忠廟」の条（五六九頁以下）、「南藥王廟」の条（七八九頁以下）参照。
- 38 前掲仁井田ギルド資料集二二四～五頁。

〔補記〕 本論に引用した故根岸佑博士所蔵のギルド資料は一九六五年夏、故仁井田陞博士の紹介を介し筆者が直接に根岸博士より拝借して、筆写したものである。根岸博士が逝去されて既に久しく、原本の所在を詳かにしない。貴重資料の利用を許可された故博士の御好意に深く感謝する次第である。

また、本論引用の仁井田陞博士旧蔵資料も一九六五年当時、筆者が直接拝借し筆写したものである。その原本、原資料は現在すべて東洋文化研究所に寄贈され、その所蔵に帰して随時参照することができるが、筆者としては当時の博士の御好意を忘れることができない。附記して感謝の意を表したい。